

平成29年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成30年3月27日（火）10:00～12:00

場所：関内新井ビル11階 関内新井ホール

次 第

1 新委員紹介

2 報告事項

- (1) 「第7期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定について 【資料3】
- (2) 「第3期 横浜市障害者プラン改訂版」（原案）について 【資料4】
- (3) 「第4期 横浜市地域福祉保健計画」について 【資料5】
- (4) いわゆる「ごみ屋敷」対策について 【資料6】

3 その他

- (1) 平成30年度健康福祉局予算について 【資料7】
- (2) 新たな中期計画の基本的方向について 【資料8】

《配付資料》

【資料1】横浜市社会福祉審議会について

【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿

【資料3】よこはま地域包括ケア計画（第7期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）概要

【資料4】「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案について

【資料5】第4期横浜市地域福祉保健計画（平成31年度～35年度）素案の概要について

【資料6】いわゆる「ごみ屋敷」対策について

【資料7】平成30年度健康福祉局予算概要

【資料8】新たな中期計画の基本的方向

【参考資料1】神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり

【参考資料2】よこはま地域包括ケア計画 〈冊子〉

【参考資料3】第3期横浜市障害者プラン改定版（原案） 〈冊子〉

【参考資料4】第3期市計画の基本理念、総合目標及び第4期市計画に向けた主な課題
（第4期横浜市地域福祉保健計画素案（平成30年3月16日版） 〈冊子〉）

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	10 人
学識経験のある者	9 人

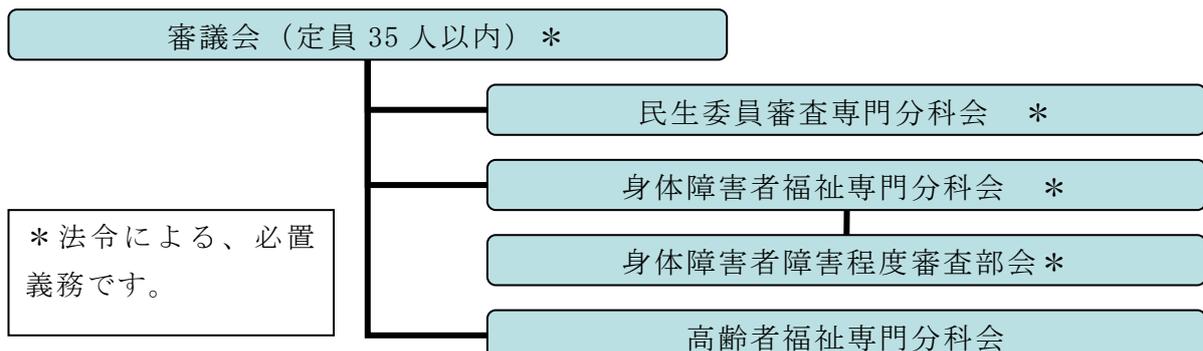
（参考）社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 28 年 1 月 12 日～平成 31 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

5 組織（専門分科会及び審査部会）



6 これまでの審議会の開催状況

(平成28年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成27年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：3回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	名
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平2. 4. 27	平4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22. 8. 13	平23. 3. 7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日
法 律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日
最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを

定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市社会福祉審議会委員名簿
(任期：平成28年1月12日～平成31年1月11日)

資料2
平成30年3月27日 横浜市社会福祉審議会

(敬称略)

	氏名	団体	分科会	就任
市会議員	1 こんの のりと 吟野 典人	市会健康福祉・医療委員会 委員長	民生	H29.6
	2 やました まさと 山下 正人	市会健康福祉・医療委員会 副委員長	民生	H29.6
	3 たけのうち たけし 竹野内 猛	市会健康福祉・医療委員会 委員	民生	H29.6
社会福祉事業従事者(五十音順)	4 おおば しげみ 大場 茂美	横浜市社会福祉協議会会長	高齢	H28.6
	5 おぐら とおる 小倉 徹	横浜市福祉事業経営者会会長	高齢	H25.7
	6 おがわ じゅん 小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター長	身障	H28.1
	7 さかた のぶこ 坂田 信子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長	身障	H25.1
	8 すずき ひろまさ 鈴木 啓正	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長	高齢	H25.8
	9 たかやま けん 高山 健	横浜知的障害関連施設協議会会長	民生	H26.11
	10 なかの しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長	高齢	H22.1
	11 のがわ としえ 野川 利枝	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人	高齢	H28.1
	12 みやた みつあき 宮田 光明	横浜市民生委員児童委員協議会会長	民生	H29.11
	13 はやさか ゆみこ 早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長	身障	H25.1
学識経験者(五十音順)	14 かわしま みちよ 川島 通世	神奈川県弁護士会 弁護士	民生	H28.1
	15 きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授	高齢	H28.1
	16 みずの きょういち 水野 恭一	横浜市医師会会長	高齢	H29.8
	17 しんぼ みか 新保 美香	明治学院大学社会学部教授	民生	H16.1
	18 はたけやま たくや 畠山 卓也	神奈川新聞社統合編集局報道部次長	身障	H28.1
	19 はやかわ ようこ 早川 陽子	横浜市労働組合連盟執行副委員長	身障	H28.1
	20 ひらい あきら 平井 晃	横浜市身体障害者団体連合会理事長	身障	H19.10
	21 よこい まさみ 横井 正巳	横浜市町内会連合会顧問	民生	H24.7
	22 わたなべ まさたか 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授	身障	H25.1

横浜市社会福祉審議会事務局名簿【29年度】

幹 事	1	健康福祉局長	こいぶち しんや 鯉渕 信也
	2	保健所長（担当理事兼務）	とよざわ たかひろ 豊澤 隆弘
	3	健康福祉局 担当理事（保健医療医務監）	こが のぶこ 古賀 伸子
	4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	さいとう かつとし 斉藤 勝敏
	5	健康福祉局 地域福祉保健部長	さとう ともなり 佐藤 友也
	6	健康福祉局 生活福祉部長	まきぐち とおる 巻口 徹
	7	健康福祉局 障害福祉部長	もとよし きわむ 本吉 究
	8	健康福祉局 高齢健康福祉部長	まつもと ひとし 松本 均
	9	健康福祉局 健康安全部長	おおぬき よしゆき 大貫 義幸
	10	健康福祉局 担当部長 （こころの健康相談センター長）	しらかわ のりひと 白川 教人
	11	健康福祉局 総務課長	うじいえ りょういち 氏冢 亮一
	12	健康福祉局 職員課長	きみわだ たけし 君和田 健
	13	健康福祉局 企画課長	ひらき こうじ 平木 浩司
	14	健康福祉局 福祉保健課長	きくち たかし 菊池 孝
	15	健康福祉局 生活支援課長	すずき しげひさ 鈴木 茂久
	16	健康福祉局 障害企画課長	やまだ ひろし 山田 洋
	17	健康福祉局 障害福祉課長	さとう ゆうこ 佐藤 祐子
	18	健康福祉局 障害支援課長	かみじょう ひろし 上條 浩
	19	健康福祉局 高齢健康福祉課長	たけい かずひろ 武井 和弘
	20	健康福祉局 介護保険課長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔
	21	健康福祉局 保健事業課長	いしい じゅん 石井 淳

平成30年3月27日現在

よこはま地域包括ケア計画 (第 7 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画) 【概要】

1 計画策定の趣旨

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することとして、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

本計画については、第 6 期計画(平成 27(2015)年度～29(2017)年度)より、「よこはま地域包括ケア計画」として位置付け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的な視点で進めていくため、団塊の世代全員が 75 歳以上(後期高齢者)となる 2025 年を見据えて、目指すべき将来像や介護需要、必要な保険料の推計などを行っています。

第 7 期計画の期間は、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの 3 年間です。

2 2025 年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム

2025 年に向けて、横浜市の目指す将来像と「横浜型地域包括ケアシステム」の構築に向けた視点を次のように位置付けます。

2025 年の目指す将来像

**地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる**

「横浜型地域包括ケアシステム」の構築に向けた視点

- (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた目標の共有
- (2) 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築
- (3) 多職種が連携した一体的なケアの提供
- (4) 多様なニーズに対応する「施設・住まい」の実現
- (5) 市民の意識の醸成
- (6) 「地域共生社会」の実現に向けて

■ 「横浜型地域包括ケアシステム」とは ■

「横浜型地域包括ケアシステム」とは、横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことで、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)を中心に、日常生活圏域ごとに進めていくものです。

具体的には、

- ① 活発な市民活動と協働します。
- ② 「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- ③ 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます。
- ④ 高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組めます。

3 計画の基本目標と施策体系

第7期計画の基本目標と6つの基本的な方向及び介護サービス量等の見込み・保険料の設定等を体系立てて、各種施策を推進していきます。

基本目標

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

基本的な方向

目標達成に向けた施策体系

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

III 認知症にやさしい地域を目指して

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

VI 地域包括ケア実現のために

- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上など、横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

保険料の推計

介護サービス量等の見込み・保険料の設定等

4 主な具体的施策

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくり

地域の中で介護予防や健康づくりに取り組める環境が整い、どのような心身の状況であっても、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを推進します。

若い世代からの継続的な健康づくりが将来の介護予防につながるよう、行政、地域、企業・団体が協力して、健康づくり・介護予防が連動した全世代型の取組を進めます。

【主な取組】

■ よこはまウォーキングポイントの推進（よこはま健康スタイル）

拡充

- ・「よこはまウォーキングポイント」や、「よこはまシニアボランティアポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、日常生活の中で楽しみながら継続して取り組める仕組みを重層的に推進します。
- ・「よこはまウォーキングポイント」では、歩数計に加え、スマートフォンで参加できる歩数計アプリも導入し、より広い世代へ働きかけ、参加者の健康行動の習慣化を進めます。

■ 元気づくりステーションの推進

拡充

- ・住民と横浜市が協働で行う、介護予防・健康づくりを目的としたグループである「元気づくりステーション」は、地域の特性に合わせて、体操、ウォーキング、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善など様々な活動を行っています。自治会町内会館、公園、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など、歩いて行ける身近な場所で、主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動を拡げます。
- ・加齢に伴い虚弱になっても継続して参加でき、役割を持ってお互いに支えあえるグループづくりができるよう、リハビリテーション専門職を積極的に活用します。また、民間企業との連携を広げ、より多くの高齢者が興味を持てる介護予防活動のメニューを取り入れます。

2 社会参加

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め、「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

【主な取組】

■ 生きがい就労支援スポットの整備

拡充

- ・ライフスタイルに合わせた就労・ボランティア・地域活動等の情報提供を行い、高齢者の活躍の場を創出する生きがい就労支援スポットについて、モデル事業からさらなる整備に向け検討します。
- ・就労先・ボランティア先のさらなる開拓や、就労先へのマッチング率の向上を目指して事業展開するとともに、地域との連携を強化し、地域での担い手不足の解消や地域課題の解決につなげる取組を推進します。

■ よこはまシニアボランティアポイントの推進

拡充

- ・活動者拡大のため、寄附・換金対象ポイントの上乗せ等を検討します。また、身近な地域で活躍できる場を増やすため、介護予防・生活支援サービス補助事業による活動（サービス B）や、サロンなどへ対象事業を拡大します。さらに、登録後に活動につながっていない方に向けて、情報提供等を行うことにより積極的な活動参加を支援します。

■ セカンドSTEPプロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）

新規

- ・セカンドSTEPプロモーション事業は、定年退職を迎える世代を対象に、民間企業や区役所などと連携し、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRすることで、ビジネスライフから自分の住み慣れたまちへ生活基盤を移した際、スムーズに地域に移行できるようサポートします。

3 生活支援

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら住み慣れた地域に暮らし続けるために、地域とつながり助け合える地域づくりが重要です。地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、高齢者の生活に必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。また、高齢者が支援を受けるだけでなく、自分自身ができることを活かして社会参加することが介護予防・健康づくりにつながります。

【主な取組】

■ 住民主体による活動の支援

拡充

・地域ケアプラザ(地域包括支援センター)・区社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーター等の関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。介護予防・生活支援サービス補助事業(サービス B)を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護・リハビリテーション

介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて、多様な事業者の参入を図り、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支えます。

重度な要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な地域密着型サービスの整備を推進します。

【主な取組】

■ 24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

拡充

・24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を適切に提供できるよう、計画的な整備、周知や質の向上に向けた取組を推進します。

2 在宅医療・看護

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした医療介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療や人生の最終段階(看取り等)に係る市民理解の促進のための普及・啓発を進めます。

【主な取組】

■ 在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化

拡充

・医師会と協力し、18区の在宅医療連携拠点運営の安定と均一化を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)・関係団体との連携を強化し、在宅医療を更に充実します。

・医療・介護が必要な場面(入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階)に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するための仕組みづくりを行います。(退院調整情報共有ツールの改訂、シーン別(看取りの場面等)情報共有ツール作成)

■ 市民・患者・専門職による対話の促進

新規

・在宅医療や人生の最終段階の医療(看取りも含めた)についての理解を深めるため、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)などの地域の身近な場所で、市民・患者・専門職が、自宅での療養や看取りなど在宅医療についてそれぞれの立場で話し合い、お互いに学び合うことができる場づくり(既存の場を活用した在宅医療サロン)を進めます。

3 保健・福祉

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の強化を図ります。また、一人暮らし高齢者や認知症の高齢者の増加に対応し、高齢者の権利や財産を守ることや虐待防止に取り組むとともに、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、高齢者本人による自己決定を支援するための取組を進めます。

【主な取組】

■ 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化（質の向上）

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化を図ります。介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供や、その人らしい暮らしを支援できるよう総合相談の強化に取り組みます。
- ・区福祉保健センターや関係機関との連携を強化するとともに、職員向け研修の充実など業務の質の向上に取り組みます。

■ 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）

新規

- ・65歳になる時期にあわせて、人生の最後まで自分らしく生きることに対し関心を持ち、理解を深める啓発や各種情報を提供する媒体を作成します。
- ・市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、これまでの人生の振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるエンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。

■ 社会福祉法人の地域貢献

新規

- ・社会福祉法の改正により一層進められる社会福祉法人の地域貢献について、地域のニーズと社会福祉法人の強みや経験を生かしたコーディネートの仕組みをつくります。また、地域協議会等、社会福祉法人の地域貢献活動を推進する場を充実させます。

■ 民間活力の導入

新規

- ・医療・介護分野等における新たなビジネス創出の観点から、介護施設や介護事業所など介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会の創出を検討します。

4 医療・介護・保健福祉の連携

利用者の状況に合わせて医療・介護・保健福祉が一体的に提供できるよう、地域ケア会議の取組を推進するとともに、多職種連携・地域との連携を強化し、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

【主な取組】

■ 地域ケア会議

- ・多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげます。

■ 多職種や地域との連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

拡充

- ・高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支えるため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修の実施等により、連携を強化します。
- ・ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供や、ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。

■ 医療・介護連携ケアパス（介護サービス等のガイドの作成・活用方法）の検討

新規

- ・退院後に自宅で利用できる介護保険サービスや医療の内容に加え、在宅生活復帰を目指して日常生活動作のリハビリ等を行う介護老人保健施設に関する情報提供など、ご本人やご家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「医療・介護連携ケアパス」（介護サービス等のガイドの作成・活用方法）を検討します。

Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して

1 市民理解・地域づくり

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域を目指して、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を深めます。また、介護者のニーズに応じた支援を実施していくとともに、認知症の人の行方不明時の対応の充実や地域の実情に合わせた見守り体制づくりを進めます。

【主な取組】

■ 認知症サポーターキャラバンの推進 **拡充**

- ・認知症に関する正しい知識を普及するため、地域の団体をはじめ、若年層や認知症の人と接する機会の多い企業等に対し、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。
- ・認知症サポーターが地域のさまざまな場面で活躍できるよう、認知症高齢者グループホーム・認知症対応型デイサービス等と連携した取組や、活動につながるための仕組みを検討します。

■ 認知症の人の行方不明時の早期発見等の取組の充実 **拡充**

- ・行方不明となった認知症の人の早期発見と身元不明対策を目的とした見守りツールを導入します。
- ・行方不明などにより生命の危険がある認知症の人の早期発見を目的とした、認知症高齢者等SOSネットワークの取組を各区の状況に応じて推進します。

■ 集いの場（認知症カフェ等）の活動支援

- ・認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や相談を通じて、孤立予防や介護負担の軽減などが図れる「集いの場（認知症カフェ等）」の取組を推進します。

2 認知症予防、早期診断・早期対応、医療・介護連携

認知症の人や家族の意思が尊重され、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、支援者の対応力向上や医療・介護連携の強化に取り組めます。認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくりを進めます。また、若年性認知症の人や家族への支援の充実を図ります。

【主な取組】

■ 認知症初期集中支援チームの全区設置・効果的な活用 **拡充**

- ・認知症初期集中支援チームを全区に設置し、各区の実情に応じた早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- ・認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等とも連携を図りながら、認知症初期集中支援チームの効果的な活用を図ります。

■ 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組 **拡充**

- ・認知症の早期発見や軽度認知障害(MCI)に関する普及啓発のために、認知症のセルフチェックシートを作成・周知するとともに、生活習慣の改善に向けたきっかけづくりに取り組めます。

■ 認知症対応力向上研修等の拡充 **拡充**

- ・認知症の早期発見・早期対応や、認知症の状態に応じた切れ目のない適切なサービス提供が行えるよう、医療関係者を対象とした認知症の対応力向上研修を実施します。かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等を対象とした研修のほか、新たに看護職員向け研修を実施します。

■ 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の構築 **拡充**

- ・支援体制の充実を図るため、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行います。
- ・若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向け、支援者向け研修を実施します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

重度の要介護者向けの施設や要介護者にも対応した住まい、多様なニーズに対応できる施設・住まいなど、必要量に応じて整備・供給します。特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設の整備量を加速します。

【主な取組】

	定員	第7期計画期間					
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
特別養護老人ホーム ※地域密着型特別養護老人ホームを含む	年度末整備数 (増減)	14,824 (304)	15,168 (344)	15,593 (425)	16,013 (420) ^{*1}	16,433 (420) ^{*1}	17,033 (600)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	年度末整備数 (増減)	5,053 (108)	5,072 (19)	5,438 (366)	5,663 (225)	5,888 (225)	6,113 (225)
特定施設 (介護付き有料老人ホーム等)	年度末整備数	11,958	12,514	13,289	14,089	14,789	15,489
介護老人保健施設	年度末整備数	9,571	9,571	9,571	9,571	9,571	9,571
介護療養型医療施設 (介護医療院)	年度末整備数	486	422	362	362 ^{*2}	362 ^{*2}	362 ^{*2}

*1:ショートステイから本入所への転換分(30年度120人分、31年度140人分)を含む

*2:医療療養病床から介護医療院への転換は含めていない

※地域医療構想で推計している、2025年までに療養病床から地域への移行が見込まれる患者数のうち、介護施設で対応する185人分を、特別養護老人ホーム(ショートステイからの転換)等で見込む。

■ 特別養護老人ホーム(サテライト型含む)の整備 **拡充**

・要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、平成30年度の公募から整備量を年間約300人分から倍増し、年間600人分程度を整備します。
 ・サテライト型特別養護老人ホームは、定員29人以下の小規模施設で、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営されます。通常の特養と比べ、人員・設備基準は緩和され、狭い敷地面積でも建設できるため、積極的に整備します。

■ 認知症高齢者グループホーム **拡充**

・認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方が増えることなどから、平成30年度から整備量を倍増し、各年度平均225人分程度を整備します。

■ 介護医療院(介護療養型医療施設) **新規**

・新たに創設された「介護医療院」は、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。今後、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。

■ サービス付き高齢者向け住宅の供給支援 **拡充**

・生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を支援します。

■ 生活援助員派遣事業 **拡充**

・高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談、助言や安否確認、緊急時の対応を行います。また、現在、派遣中の公営住宅に加えて、高齢化率が高く福祉的対応が必要な公営住宅(4か所)に生活援助員を派遣します。

■ 新たな住宅セーフティネットの取組の推進 **新規**

・高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する「新たな住宅セーフティネット制度」が創設されたことから、本制度も活用しながら、重層的な住宅セーフティネットの構築を進めます。

2 相談体制・情報提供の充実

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うため、「高齢者施設・住まいの相談センター」の機能拡充や、「施設のコンシェルジュ」の体制強化に取り組みます。

【主な取組】

■ 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実 **拡充**

・特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、今後は、より身近な場所で相談対応や情報提供が行えるように機能拡充を進めます。

・特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら、個々の状況に適したサービスの選択につなげることができるよう体制を強化します。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

【主な取組】

■ 資格取得と就労支援の一体的な支援 **拡充**

・40～60歳代の求職者などを対象とした介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、市内の介護人材不足解消につなげます。

・外国籍の生徒・外国につながる生徒や定時制高校に通う高校生には、必要に応じて日本語研修を行うとともに、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。

■ 住居確保の支援 **新規**

・新たな人材の確保の一環として、新たに介護職員となる人(海外から来日する介護人材を含む)等を対象とした住居確保の支援を実施します。

・高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組みについてもあわせて検討します。

■ 外国人活用に向けた受入促進 **新規**

・海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費等を補助します。介護の仕事や日常生活の相談等、「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材確保を目指します。

・入国管理法の改正による在留資格「介護」の制度化や、介護の技能実習制度で来日した人に対して介護福祉士受験資格が付与される制度改正が行われたことを受け、介護職場への外国人受け入れに向けた支援策等について、調査・検討を進めます。

2 介護人材の定着支援

介護職員の定着を図るため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。

【主な取組】

■ 外国人介護職員等への支援 **拡充**

・介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。

■ 高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援 **新規**

・高齢者の社会参加促進と、新たな担い手として高齢者の活躍を支援するとともに、介護人材不足に対応するため、高齢者雇用を条件に介護ロボット(センサーによる見守り機器、排泄予知機器)等の福祉機器の導入費用の一部を支援します。

3 専門性の向上

介護現場の中核を担う人材の育成、各種専門性向上のための研修実施、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

【主な取組】

■ 介護事業所のための質の向上セミナー

・介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。

■ 経営者向け研修 **新規**

・介護施設の経営者層向けに人材育成など、経営マネジメントの研修を行います。

■ 事業所単位表彰制度の創設 **新規**

・高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰制度を創設します。また、その取組を他の事業所へも広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。

VI 地域包括ケア実現のために

1 高齢者が安心して暮らせる社会づくりにつながる環境整備

施策検討におけるデータ活用の促進や、よりきめ細かな地域分析などを行うため、ICTを活用した取組を推進します。また、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりを、ソフトとハードの両面で進めます。

【主な取組】

■ ICTの活用(データ活用の促進、地域ニーズや社会資源の把握・分析等) **新規**

・日常生活圏域単位で介護データ等を分析・活用するためのデータベースシステムを新たに構築し、医療分野のデータベースシステムと連携します。介護と医療のデータを施策や事業の検討に活用します。

■ 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

・横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。また「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを総合的に推進します。

2 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

要介護認定の適正な事務執行に努めます。また、サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や介護相談員の派遣を実施します。

さらに、利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、介護給付費の適正化を進め、事業者に対する指導・監査体制を強化します。

【主な取組】

■ 介護給付費等適正化の推進（要介護認定の適正化・ケアプラン点検等）

・要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査員に研修を行うとともに、審査会の平準化を図るために、審査会委員を対象に研修を行います。また、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。

・介護給付データ等を活用し、ケアマネジメントスキル向上のための支援の仕組みづくりに向けて、利用者個々の自立支援に資する適切なサービスを組み合わせさせたケアプランの作成を支援します。

■ 介護保険事業者に対する指導・監査の強化

・介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

・定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。

3 市民に分かりやすい情報の公表と発信

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

【主な取組】

■ 介護サービス情報の公表の推進

・利用者が介護サービス事業者等を選択できるよう、また市内事業所等が提供する介護サービスに係る情報を円滑かつ容易に取得できるよう、ホームページにより公表します。

4 苦情相談体制の充実

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携し、迅速かつ的確な対応を行います。

「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案について

趣 旨

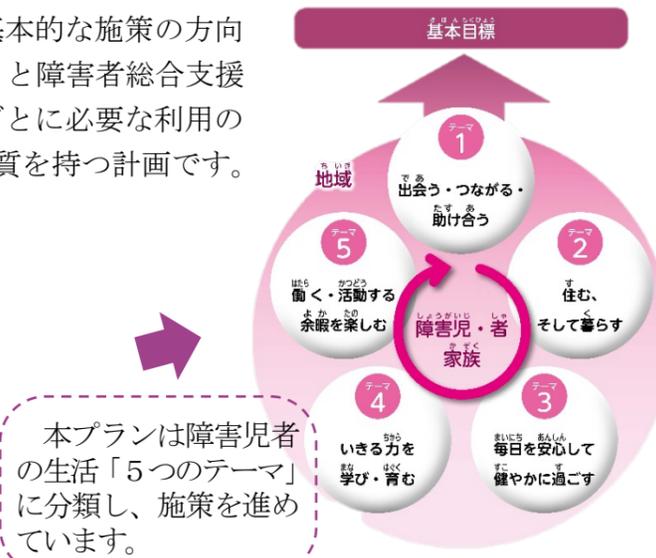
本市では、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」を策定し、「自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標に掲げ、障害福祉施策を進めています。この度3年が経過するため、市民意見募集等を経て中間見直しを行い、「第3期横浜市障害者プラン改訂版」原案を作成しました。

1 障害者プランの構成

本プランは、障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める「障害者計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき円滑にサービス提供が進むようサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

○ 障害者プランの構成図

第3期障害者プラン		該当法定計画
H27年度～H29年度	H30年度～H32年度	
施策の方向性		障害者計画
個別事業		
サービス利用の見込み量	サービス利用の見込み量	障害福祉計画
	うち、障害児の見込み量	障害児福祉計画 (H30年度～)



【参考】横浜市障害者手帳等の推移

本市人口における障害者手帳所持者数の割合は、平成25年の「3.89%」から平成29年の「4.28%」へと0.39ポイント上昇しています。今後もこの割合は増加する見込みです。

	H25	H27	H29
横浜市人口	3,693,788人	3,712,170人	3,728,124人
手帳所持者数	143,657人	152,852人	159,563人
割合	3.89%	4.12%	4.28%
身体障害者手帳	96,114人	99,120人	99,356人
愛の手帳(療育手帳)	23,005人	25,447人	27,958人
精神障害者保健福祉手帳	24,538人	28,285人	32,249人

(3月末時点。ただし「横浜市人口」のみ4月1日時点)

2 「障害者プラン改訂版」原案において、新たにプランに反映した取組(抜粋)

右表は、「障害者プラン改訂版」原案において、平成30年度予算等で明確になった内容や、市民意見募集及び、当事者・家族・関係団体等の御意見を踏まえ、新たにプランに反映した取組です。

また、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、平成30年度から新たに法定サービスとなる「自立生活援助(P80)」「居宅訪問型児童発達支援【こども青少年局】(P114)」「就労定着支援(P142)」等のサービスごとに必要な見込み量を設定しました。

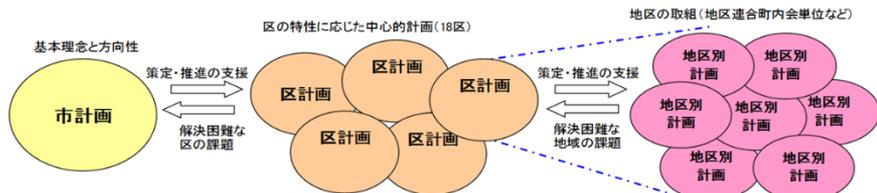
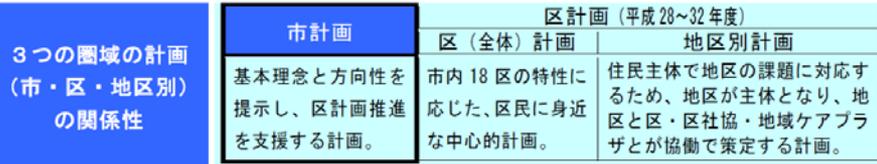
取組	プラン上の事業名	取組内容
1-2 相談支援	計画相談支援事業【P41】	障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談支援によるきめ細かい相談支援が提供できるよう、体制の整備と事業所の人材育成・確保支援などの取組を推進。
2-1 住まい	公立障害者支援施設の再整備の検討【P62】	松風学園の入居者の居住環境改善のため、個室化等の設計を進め、同園敷地に入所施設を整備する基本構想に着手。
	精神障害者地域移行・定着支援【P65】	精神科病院等の長期入院者患者の早期退院を図るため、一部の生活支援センターで実施している精神障害者地域移行・定着支援事業(退院サポート事業)を18区に拡大予定。うち、平成30年度は3区拡大し15区で実施予定。
2-2 暮らし	精神障害者生活支援センターの運営【P71】	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、A型センター(指定管理者方式)とB型センター(補助金方式)のサービスの標準化に向け、B型センター機能を強化。
	地域生活支援拠点の整備【P73】	居住支援機能として、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供を図るため、モデル実施として2区の基幹相談支援センターである法人型地域活動ホームにコーディネーターを配置。
3-1 健康・医療	医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【P92】	医療・福祉・教育など多分野にまたがる支援を調整するコーディネーターを平成30年度養成、31年度配置。(こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局・4局連携事業)
3-2 バリアフリー	ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業【P98】	車いすに乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の助成台数を大幅に増やし、タクシー車両のバリアフリー化を促進。
4-2 教育	特別支援学校の再編整備【教育委員会事務局】【P124】	肢体不自由児の教育環境等の向上のため、左近山特別支援学校の整備工事に着手し、北綱島特別支援学校を上菅田特別支援学校の分校へと移行。
5-5 文化・スポーツ・レク	障害者スポーツ文化センターの整備及び運営【P161】	文化・スポーツ活動の場や機会を充実させるため「ラポール上大岡(仮称)」を南部方面に整備。

1 横浜市の地域福祉保健を取り巻く状況

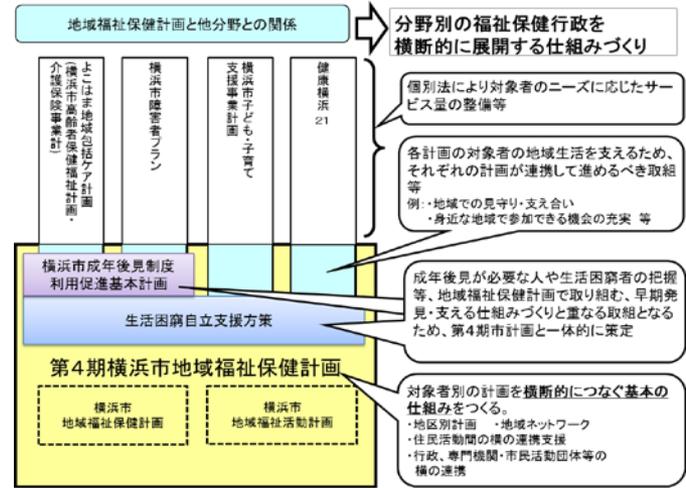
人口減少	横浜市の総人口は2019年の373万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。さらに、生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来にわたり減少し続けていくことが予想されています。
少子高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は2025年までに7万人の減少が見込まれています。 ・高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ、2025年には要介護認定者数が1.5倍、認知症高齢者数が1.4倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 ・横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり、出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。
社会情勢・世帯構成の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。 ・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会加入率の減少等により、担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年ひきこもりと高齢の親という8050問題や、育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加など、多世代に渡る複合的な課題が増えてきています。

2 地域福祉保健計画の構成

市町村は、社会福祉法第107条に基づき市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとされています。横浜市では、地域福祉保健計画を、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しており、市計画は、市域における地域福祉保健を推進する基本理念と方向性を定めます。政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービス提供や区民ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区計画を策定し、区の特性に応じた取組を進めています。



3 地域福祉保健計画と福祉保健の分野別計画との関係



4 第4期市計画の方向性

- (1) より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
区役所、区社協、地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画の推進を中心に行われました。一方で、地区連合町内会の中でも、地域状況に差があるため、住民が取り組む地域の課題は自治会町内会単位で捉えられ、地域の活動も自治会町内会単位として実施されているものもあります。既に区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることも踏まえ、より住民に身近な地域で活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。
- (2) 人材の確保・育成
自治会町内会や地域活動における担い手不足はどの地域でも課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について、継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、今までも市計画に位置付けてきたところですが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして、計画に位置づけます。既に区社協や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。
- (3) 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
本計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、誰にも役割がある場や機会の創出、連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わり、意識の醸成、地域住民の地域福祉保健活動への参加を促進するための環境整備、対象を限定せず個別の課題を地域で受け止め支援する体制の構築など、地域共生社会づくりに向けた考え方を、重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。
- (4) 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」関係づくりをさらに進め、地域住民・組織、社会福祉法人、施設、企業、学校等、多様な地域に関わる人々が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。
- (5) 成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策の一体的策定
成年後見制度利用促進基本計画及び生活困窮者自立支援方策について、横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定を行います。成年後見制度が必要な人や生活困窮者の把握等が求められており、地域福祉保健計画の中の早期発見・支える仕組みづくりと重なる取組となるため、一体的な策定を行い、地域福祉保健計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

基本理念と各推進の柱

重点項目と主な取組

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなのでつくり

基本理念の実現に向けた取組

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- 住民の生活やニーズに近い自治会町内会レベルの活動の拡充を支援できるよう必要な取組を実施します。
- 地区連合町内会、地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- 住民が信頼でつながれるように福祉意識の醸成に取り組みます。
- 区役所、区社協、地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- 身近な地域ごとに多様な主体と関係機関の連携・協働による課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを広げていきます。
- 市の成年後見制度利用促進基本計画として位置づけるとともに、権利擁護が必要な人への取組を推進します。
- 健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- 地域でつながる機会や多様な選択肢の提案などを通じて幅広い市民・主体の参加を一層進めます。
- 社会福祉法人をはじめ、施設、企業、学校など多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

1 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

◇区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

◇地域の特性をふまえた地域支援の促進
より住民の生活に近い地域に出向いて特性を把握します。地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

2 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

◇地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、より住民の生活に近い地域での地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

◇活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実
地区連合町内会や地区社協と、地域または市域で活動している高齢者、障害者、子ども、若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

3 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成

◇多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
国籍、年齢、性別、障害など、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

◇住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり
地域住民等が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れ、地域の中でつながることの大切さを伝えていくため、交流する機会の創出に取り組みます。

4 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

◇地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
市民一人ひとりが、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関わられるよう支援します。

◇地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
コーディネート方向向上のための人材育成等に取り組みます。

◇活動資源を確保するための支援
地域福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

1 見守り・早期発見の仕組みづくり

◇見守りの輪を広げる
地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するため、見守り体制や見守りの意識を広げるための取組を進めます。

◇気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める
困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。また、困りごとを抱えている人の情報を共有し、取組につながる仕組みづくりを進めます。

2 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

◇地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
困りごとや生活課題の解決に向けた、体制づくり・仕組みづくりへの支援に取り組みます。

◇地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める
支援機関、関係機関と住民等が課題を共有し、協働して解決を行う取組を一層推進します。

3 身近な地域における権利擁護の推進

◇関係機関等と連携した権利擁護の推進
広報等を各専門職団体・関係機関等と連携し実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。

◇成年後見人等への支援の推進
専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。また、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人候補者を選択できるよう取組を進めます。

4 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

◇地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進
全ての世代の市民が、年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに取り組めるように支援します。また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支えあい活動を関連させながら推進していくことで、より多くの、また幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着をはかり、活動を広げていきます。

5 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

◇必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進
身近な地域で困難を抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するため、事業や施策等を推進します。

1 幅広い市民参加の促進

◇地域でつながる機会の拡大
地域住民同士が多様性を理解し、立場や背景を超えて子どもの頃から切れ目なく地域の中でつながることができるよう、これまでの取組を生かしながら、場や機会を広げていきます。

◇社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施
地域において区役所・区社協・地域ケアプラザが、社会参加や地域活動への参加などの目的に合わせて、様々な視点で参加メニューを工夫し、多様な価値観にあわせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

2 多様な主体の連携・協働による地域づくり

◇社会福祉法人の地域貢献
社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

◇企業、NPO、学校との連携強化
複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO、学校等、地域にある様々な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮できるよう支援します。

3 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

◇新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供
新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための支援策を、活用事例等を踏まえて必要の人に提案します。

計画の基礎となる
共通の考え方

誰もがお互いを認めあい、安心して暮らせる社会を目指します

誰もが地域と関わりながら、お互いに支えあい、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

平成 28 年 12 月 1 日「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」（以下、「条例」という。）を施行し、いわゆる「ごみ屋敷」（以下、「ごみ屋敷」という。）対策を進めています。

1 「ごみ屋敷」の件数について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

	平成 29 年 3 月末時点	平成 29 年度上 半期に 新たに把握	合計 (延べ件数)	近隣への影響 が解消した	平成 29 年 9 月末時点
全市合計	67 件	33 件	100 件	23 件	77 件

2 排出支援について

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。なお、排出支援後は、区役所が円滑に福祉サービスの導入を図るなど再発防止につなげています。

		実件数	延べ回数	解消した件数
28年度	12月～3月	11件	12回	8件
29年度	4月～9月	8件	15回	8件
	計	19件	27回	16件

3 措置の実施

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行を行います。

●条例第 7 条第 1 項に基づく文書指導の実施 1 件

(経緯)

- 崩落の危険がある箇所が複数あり解消が困難な案件に対し、区、資源循環局、健康福祉局に加え、関係する部局を交え解決に向けた検討を行ってきた。
- 区役所が主体となり支援した結果、堆積者も撤去の必要性を認識するようになったが、自身のペースで片付けることに固執したため、堆積物の撤去が進まない状況だった。
- 6 月末に健康福祉局から堆積者本人に条例の趣旨等を説明し、堆積物を撤去するよう条例に基づく文書指導を行うとともに、行政による排出支援を行うことの同意を得た。
- 文書指導後に資源循環局職員が中心となり、排出支援を 3 回実施し、崩落の危険性を回避したが、近隣への影響は完全に解消されていない。
- 残っている堆積物の撤去に向けて、臨床心理士の協力を得ながら支援を継続している。

4 支援例

(1) A ケース ～条例制定をきっかけに解決した事案～

- ▶ 堆積物の一部が崩落したことを契機に、週1回程度、本人と区が面談を実施。堆積し始めた理由や生活状況を把握するとともに、撤去の必要性を繰り返し説明した。
- ▶ 本人の状況に合わせ、福祉保健センターだけでなく、関わる可能性のある部署全てがチームを組み支援した。
- ▶ 条例施行前ではあったが、本人の立場に立って、条例の趣旨や、周辺住民の生命、財産に深刻な影響があるにも関わらず再三の働きかけに応じない場合は、今後は本人の意に反して指導、勧告、命令、代執行の措置を行うこともありうると率直に説明した結果、本人自ら事業者を頼み、ごみ等を撤去した。
- ▶ 撤去した後も地域から孤立した状態が続いている。再発防止のため区役所が定期的に訪問するなどのフォローをしているが、再発防止の対応に苦慮している。

(2) B ケース ～条例に基づく排出支援につなげ解決した事案～

- ▶ 屋外に雨ざらしのものがああり、最近本人を見かけないとの声が福祉保健センターに寄せられた。
- ▶ 区職員が訪問しても本人に会えない中、民生委員、町内会長から本人に関わる情報をうかがい、親族の協力をいただくことで本人と接触ができるようになった。
- ▶ 当初は家に入れてもらえなかったが、近所で本人、親族と打合せるなど丁寧に関ったことで、家に入れてもらえるようになり、排出支援の同意を得るまでになった。
- ▶ 事前に区職員と資源循環局事務所職員が本人の状況を共有したうえで対応することにより、本人の不安を和らげ、気持ちを尊重しながら生活に支障のある場所から段階的に排出を支援し、屋内外の生活環境の改善につなげた。

5 これまでの取組の振り返り

- 健康福祉局と資源循環局が条例を共管し対策を進めることで、排出支援など共同で作業を進める関係が構築され、福祉部門と環境部門との連携が強化されました。
- 排出支援については、屋内にのみ堆積物がある「ごみ屋敷」の中にも、堆積量が膨大で居室の維持や衛生面などから通常作業では対応が困難なものなどについて、事前に区役所と当局で十分な協議を行い、それぞれの事案に適した手段で円滑に排出支援を行うことができました。
- 大規模な排出支援を行う際、近隣の学校等から駐車場や休憩場所を提供いただく等、地域の方々と連携した取組を行うことができました。



平成 30 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

本格的な高齢化が急速に進展する中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健に対する市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野において今後も市民生活の安心・安全を確保するために、スタートの年となる次期中期計画やよこはま地域包括ケア計画（第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）など、各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成30年度は、

- 1 370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保
- 2 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 3 障害者福祉の充実
- 4 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 5 参加と協働による地域福祉保健の推進

を5つの柱として掲げ、取り組んでいきます。主な取組として、

370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保では、健康・予防施策を重視した取組を展開し、健康経営の普及やスマホアプリを導入するウォーキングポイントの推進等を軸として健康ライフスタイルの浸透を図り、健康寿命の延伸を目指します。また、小児医療費助成の31年度拡充を目指し準備経費を計上します。加えて、今後の火葬需要の増加に備えるため、東部方面で新たな斎場の整備を進めます。

地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携を進めます。さらに、特別養護老人ホームなどの施設整備を加速させるとともに、担い手となる介護人材の確保・育成に取り組みます。また、元気な高齢者が活躍できるように、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援の取組を推進します。

障害者福祉の充実では、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、計画相談の利用促進、グループホームなどの居住の場を確保するための取組や医療的ケア児・者の在宅生活を支援する取組を推進します。また、東京2020パラリンピックに向けた機運の高まりに合わせ、障害者のスポーツや文化活動の推進を図ります。あわせて、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

暮らしを支えるセーフティネットの確保では、就労・家計・健康管理など、様々な角度から生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援を推進するほか、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に向けた子どもの学習支援を強化します。また、新たな住宅セーフティネット制度を活用し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図ります。

参加と協働による地域福祉保健の推進では、第3期地域福祉保健計画を進めるとともに、協働により地域の課題解決に取り組み、誰もがお互いを受け入れ活躍できる地域社会を目指し、次期計画を策定します。また、いわゆる「ごみ屋敷」対策では、当事者に寄り添い生活上の諸課題の解決を図ります。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	29年度	30年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	319,246,719	327,302,989	8,056,270	2.5	
1項					
社会福祉費	44,909,642	44,678,999	△ 230,643	△ 0.5	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	102,705,715	105,844,891	3,139,176	3.1	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,900,892	10,645,772	744,880	7.5	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	133,476,411	133,816,138	339,727	0.3	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,375,250	8,140,534	765,284	10.4	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,883,758	21,133,752	3,249,994	18.2	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,995,051	3,042,903	47,852	1.6	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	114,828,752	111,777,779	△ 3,050,973	△ 2.7	
1項					
特別会計繰出金	114,828,752	111,777,779	△ 3,050,973	△ 2.7	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	434,075,471	439,080,768	5,005,297	1.2	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	406,084,702	345,759,239	△ 60,325,463	△ 14.9
介護保険事業費会計	288,514,868	282,469,382	△ 6,045,486	△ 2.1
後期高齢者医療事業費会計	74,478,470	75,165,938	687,468	0.9
公害被害者救済事業費会計	47,058	38,763	△ 8,295	△ 17.6
新墓園事業費会計	2,725,160	2,404,026	△ 321,134	△ 11.8
特別会計計	771,850,258	705,837,348	△ 66,012,910	△ 8.6

健康福祉局一般会計予算案の財源

	29年度	30年度
特定財源	(43.1)	(43.9)
	187,137,327	192,557,287
一般財源	(56.9)	(56.1)
	246,938,144	246,523,481
合	(100)	(100)
計	434,075,471	439,080,768

() 内は構成比

目次

I 地域福祉保健の推進	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域の見守り事業
3 地域ケアプラザ整備・運営事業	
II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて	11 高齢者の社会参加促進
6 介護保険事業	12 介護人材支援事業
7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	13 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 包括的支援事業	14 地域密着型サービス推進事業
9 (地域支援事業) 任意事業	15 施設や住まいの整備等の推進
III 障害者施策の推進	18
・ 障害福祉主要事業の概要	22 障害者施設の整備
16 障害者の地域生活支援	23 障害者の就労支援
17 障害者の相談支援	24 障害者のスポーツ・文化
18 障害者差別解消・障害理解の推進	25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
19 障害者の移動支援	26 こころの健康対策
20 障害者支援施設等自立支援給付費	27 精神科救急医療対策事業
21 障害者グループホーム設置運営事業	
IV 生活基盤の安定と自立の支援	26
28 生活保護・生活困窮者自立 支援事業	30 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
29 援護対策事業	31 後期高齢者医療事業
・ 新たな住宅セーフティネット制度の構築について	32 国民健康保険事業
V 健康で安全・安心な暮らしの支援	30
33 370万市民の健康づくりの推進	39 食の安全確保事業
34 がん検診事業	40 快適な生活環境の確保事業
35 予防接種事業	41 動物の愛護及び保護管理事業
36 感染症・食中毒対策事業等	42 難病対策事業 公害健康被害者等への支援
37 新型インフルエンザ対策事業	43 斎場・墓地管理運営事業
38 医療安全の推進	
・ 外郭団体関連予算案一覧	38

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画推進事業等		<p>事業内容</p> <p>福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業 872万円</p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、<u>第4期横浜市地域福祉保健計画（計画期間31～35年度）を策定します。</u></p> <p>また、第3期市計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。</p> <p>2 災害時要援護者支援事業〈拡充〉 2,634万円</p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p> <p><u>また、災害時に特別避難場所の開設・運用、受入調整を円滑に行うため、各施設の被災状況や物資の不足状況等を関係者間で共有するシステムを構築します。</u></p> <p><u>※「特別避難場所」は30年4月1日から「福祉避難所」に改称予定です。</u></p>
本 年 度	7億 646万円		
前 年 度	7億3,739万円		
差 引	△3,093万円		
本年度の財源内訳	国	2,400万円	
	県	—	
	その他	555万円	
	市 費	6億7,691万円	
<p>3 特別避難場所緊急連絡用通信機器整備事業 814万円</p> <p>発災時の連絡調整を円滑に行うため、FAX、固定電話に加え、災害時優先携帯電話を、各区及び特別避難場所となる社会福祉施設に配備します。</p>			
<p>4 福祉有償運送事業 426万円</p> <p>福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。</p>			
<p>5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 428万円</p> <p>(1) 25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。</p> <p>(2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p>			
<p>6 福祉保健システム運用事業〈拡充〉 3億1,254万円</p> <p>高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、24年度稼働当初に配付した福祉保健システム端末及び、<u>プリンタの入れ替えを行うほか、改元対応や制度改正に対する改修を行います。</u></p>			
<p>7 民生委員・児童委員事業 3億4,218万円</p> <p>地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、活動費を支給するほか、活動支援策の検討、<u>協力員のモデル実施（保土ケ谷区）</u>を行います。</p>			

2	権利擁護事業	
本年度	4億6,876万円	
前年度	4億4,077万円	
差引	2,799万円	
本年度の財源内訳	国	1億6,618万円
	県	3,690万円
	その他	2,994万円
	市費	2億3,574万円

事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
 成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定をします。

1 横浜生活あんしんセンター運営事業〈拡充〉

2億7,094万円

権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。

また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。

成年後見制度の利用促進が必要な障害分野において長期間の後見受任期間に対応可能で、かつ障害理解のある団体が、法人後見に取り組めるよう、人材育成等の活動支援を実施します。

・権利擁護事業〈拡充〉

権利擁護事業契約件数の増加に対応するため、定期訪問を行う生活支援員を3名増員し、適切な訪問活動を支援します。

2 成年後見制度利用支援事業

1億2,327万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。

申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。

3 成年後見制度利用促進事業

1,246万円

(1) 成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、地域における課題検討を行い、適切な制度活用と連携を促進します。

(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施

区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。

4 市民後見人養成・活動支援事業

6,209万円

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、第4期の養成課程を実施します。また受任を促進し、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。

4	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推 進 事 業	事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	
本 年 度	3,882万円	1 福祉のまちづくり条例推進事業 849万円 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国がバリアフリーのガイドラインを改正していることを受けて、本市でも「施設整備マニュアル」等を見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等	
前 年 度	6,089万円		
差 引	△2,207万円		
本年度の財源内訳			
	国	—	2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 3,033万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 55台
	県	—	
	その他	5万円	
	市 費	3,877万円	

5	地域の見守り事業	事業内容	
本 年 度	5,345万円	1 ごみ問題を抱えている人への支援事業 2,828万円 いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、 <u>当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。</u>	
前 年 度	5,322万円	2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業〈拡充〉 1,760万円 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。 <u>また各区の実情に応じて、ひとり暮らし世帯だけでなく、高齢者のみで構成される世帯も対象にできるよう、準備を進めます。</u>	
差 引	23万円	3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 757万円 地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。	
本年度の財源内訳			
	国	500万円	
	県	—	
	その他	6万円	
	市 費	4,839万円	

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

1 介護保険給付 (10ページ：6番) 2,585億1,490万円

<p>在宅(居宅)サービス 1,240億602万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 (※) ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所介護 (※) ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修 	<p>地域密着型サービス 413億8,294万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護
<p>※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に移行</p>		<p>予防給付 <要支援者対象> (再掲) 47億5,835万円</p>
<p>施設サービス(介護保険3施設) 783億4,478万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設/介護医療院 	<p>その他 147億8,116万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額介護(予防)サービス費 ・高額医療合算介護(予防)サービス費 ・特定入所者介護 (予防) サービス費 ・審査支払手数料 	

2 地域支援事業 (11~13ページ) 148億633万円

<p>介護予防・日常生活支援総合事業 84億383万円 (11ページ：7番)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり型介護予防事業 ・訪問支援事業 ・よこはまシニアボランティアポイント事業 (よこはま健康スタイル推進事業) ・介護予防・生活支援サービス事業 <p>※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に移行</p>	<p>包括的支援事業 53億2,609万円 (12ページ：8番)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営費 ・ケアマネジメント推進事業 ・認知症初期集中支援等推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域ケア会議推進事業 ・地域包括ケア推進事業 ・市民の意思決定支援事業 (エンディングノート等普及啓発) ・在宅医療連携推進事業 (医療局予算：3億6,207万円) 	<p>任意事業 10億7,641万円 (13ページ：9番)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業 ・介護相談員派遣事業 ・地域で支える介護者支援事業 (認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業) ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ・高齢者配食・見守り事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具 (紙おむつ) 給付事業 ・介護サービス自己負担助成費
---	---	--

3 その他事務費 95億1,022万円

<p>・職員人件費 ・保険運営費 ・計画策定・管理費 ・要介護認定等事務費 等</p>

4 介護保険外サービス (14ページ：10番) 6億8,201万円

<ul style="list-style-type: none"> ・認知症支援事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具 (あんしん電話) 貸与事業 ・外出支援サービス事業 ・高齢者等住環境整備事業等 ・中途障害者支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業 (16ページ：13番) 1億6,397万円

<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】 ・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計 (再掲)】

一般会計/介護特会(再掲)

地域包括ケアシステム構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築を進めます。平成30年度からスタートする「よこはま地域包括ケア計画（第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、2025年問題の解決に向けて、具体的に取り組みます。

2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

※第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 原案から抜粋

第7期計画における地域包括ケアシステム構築に向けた主要事業

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して ～介護予防・生活支援・社会参加～

- ・地域づくり型介護予防事業 [11ページ 7番] 7,089万円
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 [11ページ 7番] 8,238万円
- ・生活支援体制整備事業 [12ページ 8番] 9億8,779万円

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して ～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

- ・地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 [16ページ 14番] 1億9,685万円
- ・在宅医療連携推進事業 3億6,207万円（医療局事業）
- ・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） [12ページ 8番] 883万円

III 認知症にやさしい地域を目指して

- ・地域で支える介護者支援事業（見守りツール等） [13ページ 9番] 1,106万円
- ・認知症支援事業（認知症対応力向上研修等） [14ページ 10番] 6,530万円
- ・認知症初期集中支援等推進事業 [12ページ 8番] 1億3,758万円

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- ・特別養護老人ホーム整備事業 [17ページ 15番] 26億1,776万円
- ・地域密着型サービス事業所開設準備補助事業（再掲）（認知症高齢者グループホーム等） [16ページ 14番] 1億9,685万円
- ・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業 [17ページ 15番] 4,421万円
- ・介護サービス自己負担助成事業費 [13ページ 9番] 1億4,122万円

V 安心の介護を提供するために ～介護福祉人材の確保等～

- ・介護人材支援事業（住居借上支援等） [15ページ 12番] 1億1,938万円

VI 地域包括ケア実現のために

- ・地域包括ケア推進事業（圏域データ分析・活用に向けたシステム開発等） [12ページ 8番] 4,460万円

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第7期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。
本年度	2,828億3,145万円		1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約91万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約131万人
前年度	2,888億7,228万円		2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。また、 <u>要介護認定事務の効率化に向けた検討を進めます。</u> 要介護認定者数 約16万7千人
差引	△60億4,083万円		
本年度の財源内訳	国	587億240万円	3 保険給付 保険給付費 2,585億1,490万円 (1) 在宅介護サービス費 1,240億602万円 (2) 地域密着型サービス費 413億8,294万円 (3) 施設介護サービス費 783億4,478万円 (4) 高額介護サービス費等 147億8,116万円
	県	395億9,225万円	
	第1号保険料	674億2,189万円	
	第2号保険料	719億9,198万円	
	その他	61億7,797万円	
	市費	389億4,496万円	
			4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>6,200円(30～32年度) (27～29年度5,990円) (2) 保険料軽減措置 ア 低所得者の保険料軽減 イ 低所得者減免

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)	
第1段階	0.40	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	29,760円(月2,480円)	
第2段階	0.40	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 29,760円(月2,480円)	
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 44,640円(月3,720円)	
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 48,360円(月4,030円)	
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 66,960円(月5,580円)	
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 74,400円(月6,200円)	
第7段階	1.07		(合計所得金額等120万円未満の者) 79,600円(月6,630円)	
第8段階	1.10		(合計所得金額等120万円以上160万円未満の者) 81,840円(月6,820円)	
第9段階	1.27		(合計所得金額等160万円以上250万円未満の者) 94,480円(月7,870円)	
第10段階	1.55		(合計所得金額等250万円以上350万円未満の者) 115,320円(月9,610円)	
第11段階	1.69	市民税課税者	(合計所得金額等350万円以上500万円未満の者) 125,730円(月10,470円)	
第12段階	1.96		(合計所得金額等500万円以上700万円未満の者) 145,820円(月12,150円)	
第13段階	2.28		(合計所得金額等700万円以上1,000万円未満の者) 169,630円(月14,130円)	
第14段階	2.60		(合計所得金額等1,000万円以上1,500万円未満の者) 193,440円(月16,120円)	
第15段階	2.80			(合計所得金額等1,500万円以上2,000万円未満の者) 208,320円(月17,360円)
第16段階	3.00			(合計所得金額等2,000万円以上の者) 223,200円(月18,600円)

7	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	
本年度	84億383万円	
前年度	98億4,726万円	
差引	△14億4,343万円	
本年度の 財源内訳	国	18億6,824万円
	県	10億1,526万円
	第1号 保険料	20億3,052万円
	第2号 保険料	21億9,296万円
	その他	55万円
	市費	12億9,630万円

事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。

1 地域づくり型介護予防事業 7,089万円

- (1) 介護予防普及啓発事業
健康づくりと連携した介護予防普及イベントの開催、啓発媒体の作成・配布、講演会等の開催を通して普及啓発を促進します。
- (2) 地域介護予防活動支援事業
地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。
- (3) 元気づくりステーション事業
介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を広げます。
- (4) 一般介護予防事業評価事業
高齢者の状況を把握・分析し、介護予防の効果的な要因を探ります。地域特性を踏まえた事業を、検討・実施していきます。
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。

2 訪問支援事業 1億5,157万円

心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託訪問看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。

3 よこはまシニアボランティアポイント事業〈拡充〉 8,238万円

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいがづくりを促進します。

引き続き登録者を増やすための取り組みを進めるほか、身近な地域で活動できる場を増やすため、対象を住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業(サービスB等)の交付団体の活動にも拡大します。

(30年度末見込：登録者数 19,859人 受入か所数 572か所)

4 介護予防・生活支援サービス事業 80億9,899万円

介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に提供します。横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA)に加え、29年10月から有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業(サービスB等)を開始しました。多様なサービスを充実することにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	
本年度	53億2,609万円	
前年度	52億1,046万円	
差引	1億1,563万円	
本年度の財源内訳	国	20億3,117万円
	県	10億1,558万円
	第1号 保険料等	12億1,343万円
	市費	10億6,591万円

医療局予算 3億6,207万円含む

事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。

また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

1 地域包括支援センター運営費

(30年度末 設置数：141か所) **37億8,020万円**

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。

- (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
- (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
- (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など(介護予防ケアマネジメント)

2 ケアマネジメント推進事業等 **502万円**

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

また、高齢者支援の充実と社会基盤整備を同時に進める、地域ケア会議を開催します。

3 認知症初期集中支援等推進事業〈拡充〉 **1億3,758万円**

早期診断・早期対応に向けた支援体制の強化のため、「認知症初期集中支援チーム」を新たに2区に設置し、全区に拡大します。医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。(30年度末 設置数：18区)

4 生活支援体制整備事業 **9億8,779万円**

区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。

5 地域包括ケア推進事業〈拡充〉 **4,460万円**

- (1) 医療局のデータベースシステムと連携し、日常生活圏域ごとに介護データを分析・活用するためのシステムを新たに構築します。
- (2) 経済局と連携し、介護現場の課題解決や負担軽減につながる民間企業の技術の導入支援を進めます。
- (3) 本人や家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「医療・介護連携ケアパス」(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)を検討します。

6 市民の意思決定支援事業(エンディングノート等普及啓発)〈新規〉 **883万円**

市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。 あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。
	本年度	10億7,641万円	1 介護給付費適正化事業 3,474万円 給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。
	前年度	9億8,885万円	2 介護相談員派遣事業 2,149万円 利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者と施設の橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。
	差引	8,756万円	3 地域で支える介護者支援事業〈拡充〉 1,106万円 認知症の人を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、 <u>認知症の人の行方不明時の早期発見と身元不明対策を目的とした見守りツールの作成や高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携を推進します。</u>
本年度の財源内訳	国	3億8,389万円	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 3億6,868万円 高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談及び安否確認、緊急時対応などを行います。また、 <u>市営ひかりが丘住宅に加えて、高齢化率が高く福祉的対応が必要な公営住宅（4か所）に生活援助員を派遣します。</u>
	県	1億9,194万円	
	第1号保険料等	2億3,624万円	
	市費	2億6,434万円	
			5 高齢者配食・見守り事業 7,891万円 ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。
			6 成年後見制度利用支援事業〈再掲(P5)〉 1億317万円 制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。
			7 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 3億1,714万円 介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。
			8 介護サービス自己負担助成費〈拡充〉 1億4,122万円 低所得の方が対象サービスを利用する場合、利用料や居住費等の一部を助成します。 <u>認知症高齢者グループホームの居住費等に対する助成額を一部引き上げます。</u> (13 低所得者の利用者負担助成事業 参照)

10	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
本年度		6億8,201万円	
前年度		6億9,487万円	
差引		△1,286万円	
本年度の財源内訳	国	5,776万円	
	県	2,090万円	
	その他	1,200万円	
	市費	5億9,135万円	
<p>1 認知症支援事業〈拡充〉 6,530万円 認知症に関する相談、認知症サポーター等の養成を行います。<u>認知症対応力向上研修を拡充するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置します。</u>認知症疾患医療センターを中心に、認知症医療・介護連携を推進します。</p> <p>2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 1,854万円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。</p> <p>3 外出支援サービス事業 6,578万円 外出が困難な在宅高齢者等に対し、利用者の居宅から医療機関等までの送迎を行い、在宅生活を支援します。</p> <p>4 高齢者等住環境整備事業等 1億2,418万円 要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、身体、生活状況に合わせた住宅改造の助言、費用の助成等を行います。</p> <p>5 中途障害者支援事業 4億821万円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」運営費の補助等を行います。</p>			

11	高齢者の社会参加促進	事業内容 高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。	
本年度		119億8,548万円	
前年度		112億1,356万円	
差引		7億7,192万円	
本年度の財源内訳	国	1億3,441万円	
	県	—	
	その他	19億12万円	
	市費	99億5,095万円	
<p>1 敬老特別乗車証交付事業 116億2,286万円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。<u>交付者数の増加に伴い、市費負担により事業費を増額します。</u></p> <p>2 老人クラブ助成事業 2億9,400万円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。</p> <p>3 いきいきシニア地域貢献モデル事業 2,416万円 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けモデル事業を金沢区・港北区の2か所で行います。</p> <p>4 高齢者のための優待施設利用促進事業 1,299万円 「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。</p> <p>5 全国健康福祉祭参加事業等 3,008万円 ねんりんピック富山2018の大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。</p> <p>6 セカンドSTEPプロモーション事業〈新規〉 139万円 <u>定年退職を迎える世代を対象に、元気な高齢者向け施策の利用方法など、役立つ情報を発信します。</u></p>			

12	介護人材支援事業		事業内容 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。
本 年 度	1億1,938万円		1 新たな介護人材の確保〈拡充〉 6,994万円 新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。 (1) 資格取得・就労支援事業 介護職員初任者研修の受講と市内介護施設等での就労を一体的に支援します。 (2) 介護施設就職相談会事業 (3) 介護人材就業セミナー等支援事業 <u>(4) 高校生向け介護職への就職準備支援事業 〈拡充〉</u> 介護施設での有給職業体験プログラムを通じて、介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講により、市内の介護施設等への就職を支援します。 (5) 介護職イメージアップ啓発事業 <u>(6) 海外からの介護人材調査事業 〈新規〉</u> <u>海外からの積極的な介護人材の受け入れに向けた調査等を実施します。</u>
前 年 度	6,157万円		
差 引	5,781万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	1億1,333万円	
	社会福祉基金	605万円	
	市 費	—	
			<u>(7) 外国人留学生受入支援事業 〈新規〉【基金】</u> <u>海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費等を補助し、介護の仕事や日常生活等の支援を実施します。(20名)</u>
			<u>(8) 住居借上支援事業 〈新規〉</u> <u>新たに介護職員となる人(海外から来日する人を含む)等を対象に、大規模団地の空き室を活用し、地域活動への参加を条件に住居費の補助を実施します。(100名)</u>
			2 介護人材の定着支援〈拡充〉 3,896万円 介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援をします。 <u>(1) 介護に役立つ日本語研修事業 〈拡充〉</u> 介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に日本語学習の支援を通年でい、動画配信による研修もあわせて実施します。 <u>(2) EPA介護福祉士候補生支援事業</u> <u>(3) 高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業 〈新規〉</u> <u>介護人材不足に対応するため、高齢者雇用を条件に介護ロボット等の福祉機器導入を支援します。</u>
			3 専門性の向上〈拡充〉 1,048万円 介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。 <u>(1) 地域包括ケア実現を担う人材育成事業(質の向上セミナー)</u> <u>(2) 経営者向け研修 〈新規〉</u> <u>介護施設の経営者層向けに、人材育成など、経営マネジメントの研修を行います。</u>

13	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。
本年度	1億6,397万円		1 社会福祉法人による利用者負担軽減 2,275万円 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 818人
前年度	1億813万円		
差引	5,584万円		
本年度の財源内訳	国	2,661万円	
	県	2,874万円	
	第1号保険料	1,590万円	
	市費	9,272万円	
			2 介護サービス自己負担助成費〈拡充〉〈再掲(P13)〉 1億4,122万円 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 <u>認知症高齢者グループホームの居住費等に対する助成額を一律29,800円から、第1・第2段階を55,000円へ第3段階を30,000円へ引き上げます。</u> 助成予定対象者数 (1) 在宅サービス助成 1,300人 (2) グループホーム助成 151人 (3) 施設居住費助成 50人

14	地域密着型サービス推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用がされるよう、サービスの普及促進を図ります。 また、サービスの質の確保及び向上を図るため、事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。
本年度	3億3,972万円		1 地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業 1億3,716万円 (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 1か所 (2) 消防用設備設置費等補助 23か所 (3) 防災改修 3か所
前年度	11億444万円		
差引	△7億6,472万円		
本年度の財源内訳	国	5,244万円	
	県	2億2,412万円	
	その他	5,320万円	
	市費	996万円	
			2 地域密着型サービス事業所開設準備補助事業 1億9,685万円 (1) 開設経費補助 18か所
			3 地域密着型サービス事業所運営推進事業 571万円 (1) サービス普及促進(事例発表会、広報紙作成) (2) 事業者向けセミナー等の開催 (3) 自立支援に資する効果的な機能訓練等を実施している事業所を対象とした表彰制度の創設

15	施設や住まいの整備等の推進		事業内容 1 特別養護老人ホーム整備事業 26億1,776万円 介護需要の増大に対応するため、施設整備に対する助成を行うとともに、国有地を活用して整備促進を図ります。また、 <u>30年度に、サテライト型も含めた600床程度の事業者を公募します。(32年度完成予定)</u> <u>その他、ショートステイの本入所転換などを行います。</u>																																														
本年度	46億2,391万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員(ショート)</th> <th rowspan="4">整備数 累計 30年度末 16,013床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">継続</td> <td>日野フェニックス</td> <td>港南区日野六丁目</td> <td>同慶会</td> <td>130 (10)</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>港南区日野南三丁目</td> <td>育生会</td> <td>170 (10)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2か所 300床(年度末増床分)</td> <td>300 (20)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新規</td> <td>白梅野毛山ホーム</td> <td>西区老松町</td> <td>白梅福祉会</td> <td>90 (10)</td> </tr> <tr> <td>わかたけ南</td> <td>南区山谷</td> <td>若竹大寿会</td> <td>150 (10)</td> </tr> <tr> <td>泥亀若草ホーム</td> <td>金沢区泥亀二丁目</td> <td>神奈川県済生会</td> <td>110 (10) 増床分40 (3) 移転新築</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3か所 280床(年度末増床分)</td> <td>280 (23)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特養建設費補助 5か所 580床</td> <td>580 (43)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(ショート)	整備数 累計 30年度末 16,013床	継続	日野フェニックス	港南区日野六丁目	同慶会	130 (10)	ひまわり	港南区日野南三丁目	育生会	170 (10)	2か所 300床(年度末増床分)			300 (20)	新規	白梅野毛山ホーム	西区老松町	白梅福祉会	90 (10)	わかたけ南	南区山谷	若竹大寿会	150 (10)	泥亀若草ホーム	金沢区泥亀二丁目	神奈川県済生会	110 (10) 増床分40 (3) 移転新築	3か所 280床(年度末増床分)			280 (23)		特養建設費補助 5か所 580床			580 (43)		
	施設名(仮称)	建設地					建設運営法人	定員(ショート)	整備数 累計 30年度末 16,013床																																								
継続	日野フェニックス	港南区日野六丁目					同慶会	130 (10)																																									
	ひまわり	港南区日野南三丁目					育生会	170 (10)																																									
	2か所 300床(年度末増床分)			300 (20)																																													
新規	白梅野毛山ホーム	西区老松町	白梅福祉会	90 (10)																																													
	わかたけ南	南区山谷	若竹大寿会	150 (10)																																													
	泥亀若草ホーム	金沢区泥亀二丁目	神奈川県済生会	110 (10) 増床分40 (3) 移転新築																																													
3か所 280床(年度末増床分)			280 (23)																																														
特養建設費補助 5か所 580床			580 (43)																																														
前年度	43億1,619万円																																																
差引	3億772万円																																																
本年度の財源内訳	国	4,830万円																																															
	県	10億4,886万円																																															
	その他	4,305万円																																															
	市費	34億8,370万円																																															
2 養護老人ホーム整備事業 12億444万円 老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名(仮称)</th> <th>建設地</th> <th>建設運営法人</th> <th>定員</th> <th>開所予定</th> <th>H30事業スケジュール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新名瀬ホーム</td> <td>戸塚区名瀬町</td> <td>朋光会</td> <td>120</td> <td>30年度</td> <td>工事・しゅん工</td> </tr> </tbody> </table>			施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H30事業スケジュール	新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	朋光会	120	30年度	工事・しゅん工																																
施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員	開所予定	H30事業スケジュール																																												
新名瀬ホーム	戸塚区名瀬町	朋光会	120	30年度	工事・しゅん工																																												
3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業(拡充) 4,421万円 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。また、 <u>入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を増員し、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を積極的に支援します。</u>			4 特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業 3億6,564万円 医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に対し、運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。																																														
5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等 3億4,376万円 特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。			6 ユニットケア・感染症対策研修事業(拡充) 302万円 利用者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った介護を行うユニットケアの充実や高齢者施設内での感染症対策のための研修を実施します。																																														
7 特別養護老人ホーム等災害時応急備蓄物資整備事業(拡充) 3,512万円 災害時において在宅要援護者を受け入れるため、特別避難場所として協定を締結した老人福祉施設等に対し、応急的に必要な食糧・飲料水、生活必需品等の備蓄物資を配付します。また、 <u>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、受入人数の拡充を図るとともに、新たに段ボールベッド等を配付し、長期の避難生活に備えます。</u>			8 よこはま多世代・地域交流型住宅事業 996万円 高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、引き続き公有地及び民有地を活用した「よこはま多世代・地域交流型住宅」の整備の検討を進めます。																																														

III 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	居宅介護事業、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要16】 障害者施設等自立支援給付費【予算概要20】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	
計画相談支援給付費等	計画相談事業【予算概要17】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要25】 医療給付事業 医療費公費負担事業 障害者施設等自立支援給付費【予算概要20】
補装具費	生活援護事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

地域生活支援事業関連	事業内容
後見的支援推進事業【予算概要16】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要16】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者自立生活アシスタント事業【予算概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。
障害者相談支援事業【予算概要17】	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要17】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。 など

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費の導入をしています。)

その他の主な事業	事業内容
・多機能型拠点運営事業 ・障害者地域活動ホーム運営事業 ・精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要16】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。また、在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
障害者差別解消推進事業【予算概要18】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
障害者就労支援事業【予算概要23】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業【予算概要24】	障害者のスポーツ・文化活動を推進するため、横浜ラポールを中心に活動を支援する人材の育成を進めるとともに、スポーツ用具の貸出を試行的に行います。
こころの健康対策【予算概要26】	依存症対策に関する普及啓発、相談対応や回復プログラムを実施します。また、自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
精神科救急医療対策事業等【予算概要27】	神奈川県、川崎市、相模原市との協働体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。 など

16	障害者の 地域生活支援		事業内容 在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（ あんしん と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）
本年度	222億3,966万円		1 後見的支援推進事業 あんしん 6億1,511万円 障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（18区）
前年度	218億495万円		
差引	4億3,471万円		
本年度の 財源内訳	国	66億7,643万円	2 多機能型拠点運営事業 あんしん 1億9,413万円 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（3か所）
	県	33億3,842万円	
	その他	157万円	
	市費	122億2,324万円	
4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 あんしん 9億7,235万円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援や相談など地域包括ケアシステムの核となる精神障害者生活支援センターの運営費を助成します。 （指定管理方式（A型）9区、補助方式（B型）9区：合計18区） <u>また、各区におけるサービスの標準化を目的とした、B型の機能強化モデル事業を実施します（2区）。さらに、退院サポート事業の全区実施に向け、新たに3か所で実施します。（累計15区）</u>			3 障害者地域活動ホーム運営事業 56億747万円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）
5 地域活動支援センターの運営 あんしん 35億4,198万円 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。 （1）地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：93か所 （2）地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：61か所 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計7か所移行予定 （20 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）			
6 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 2億9,884万円 単身等の障害者が地域生活を継続できるよう、専門知識を有する自立生活アシスタントが、日常生活上の助言や24時間の緊急連絡体制を提供します。（累計39か所）			
7 障害者ホームヘルプ事業 110億578万円 （1）身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。 （2）利用者見込 8,745人 総利用時間見込 255万8,617時間			
8 医療的ケア児・者等支援促進事業〈新規〉 あんしん 400万円 <u>人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局と連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを養成します。</u>			

17	障害者の 相談支援	事業内容	
本年度	12億1,024万円	1 障害者相談支援事業〈拡充〉 7億4,932万円 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。 また、 <u>居住支援のための緊急受入れや体験の機会の確保等を関係機関等と連携して行う、地域生活支援拠点の31年度からの全区実施に向けて、2区の基幹相談支援センター（社会福祉法人型地域活動ホーム）に、コーディネーターを配置し、モデル実施します。</u>	
前年度	10億883万円	2 計画相談支援事業〈拡充〉 4億2,855万円 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 さらに、 <u>計画相談支援の利用促進に向け、計画相談支援事業所が専門員を確保して給付費の加算を得られるようにするため、30年度限定で運営支援費を助成します。</u>	
差引	2億141万円	3 発達障害者支援体制整備事業〔あんしん〕 3,237万円 自閉症等、発達障害のある方の支援に困難を抱えている事業所に対し、発達障害者支援センターに配置した地域支援マネージャーによる訪問支援を行います。また、強度行動障害に対する支援力向上を図る研修を実施します。	
本年度の 財源内訳	国	4億1,834万円	
	県	2億916万円	
	その他	—	
	市費	5億8,274万円	

18	障害者差別解消・ 障害理解の推進	事業内容	
本年度	3,982万円	1 市の通知に関する点字等対応の実施 889万円 市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申出に基づき、点字等による情報提供を行います。	
前年度	3,689万円	2 啓発活動 706万円 障害のある人とない人との交流を通じた啓発活動を市民主体の事業として展開し、その後方支援を行うほか、リーフレット配布等の普及啓発活動を行います。	
差引	293万円	3 区役所窓口での手話通訳対応の実施〈拡充〉 1,384万円 事前申し込みにより、手話通訳者の派遣を行うほか、以下の取組を通じて、手話通訳対応の充実を図ります。 (1) 手話通訳者のモデル配置（2区） (2) タブレット端末を活用した手話通訳対応（全区） (3) 筆談ボードの設置（全区） 〈新規〉	
本年度の 財源内訳	国	868万円	4 相談及び紛争防止等のための体制整備 〈拡充〉 817万円 <u>差別を受けた人に対して、差別の解消に向けた助言等を行うサポート業務を実施するほか、解決困難な事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。</u>
	県	433万円	
	その他	—	
	市費	2,681万円	
		5 障害者差別解消支援地域協議会の運営 186万円 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。	

19	障害者の移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	57億843万円	1 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億4,252万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。全区における移動サービス情報の共有化を進め、相談支援体制の強化を図ります。
	前年度	55億8,318万円	
	差引	1億2,525万円	
本年度の財源内訳			
	国	7億5,870万円	2 特別乗車券交付事業 25億9,491万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）
	県	3億8,033万円	
	その他	6,377万円	
	市費	45億563万円	
			3 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 5億1,263万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。（助成額1枚500円、交付枚数 年84枚〈1乗車で7枚まで使用可〉） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
			4 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 19億3,802万円 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。
			5 ガイドボランティア事業 あんしん 5,757万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。
			6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業〈拡充〉 あんしん 1,956万円 車いすに乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。オリンピック・パラリンピック開催を背景とした、事業者からの導入希望台数の増加に対応し、市内におけるタクシー車両のバリアフリー化を促進します。
			7 ハンディキャブ事業 6,528万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台）
			8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億5,624万円 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。
			9 自動車運転訓練・改造費助成事業〈拡充〉 あんしん 2,170万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。また、 <u>自動車改造について、対象品目に、車いすをトランク等に収納する装置を追加します。</u>

20	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ12,825人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計7か所移行予定(16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	278億1,442万円		
前 年 度	258億2,567万円		
差 引	19億8,875万円		
本年度の 財源内訳	国	139億542万円	
	県	69億5,271万円	
	その他	—	
	市 費	69億5,629万円	

21	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 2億4,395万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者(加齢児)移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 29か所 ※新設・移転ホーム分 24か所 既設ホーム分 5か所 2 運営費補助等 146億2,820万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 790か所(A型6、B型784)のうち新設44か所 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	149億2,908万円		
前 年 度	143億559万円		
差 引	6億2,349万円		
本年度の 財源内訳	国	57億7,241万円	
	県	28億6,489万円	
	その他	—	
	市 費	62億9,178万円	

22	障害者の整備	事業内容	
		1 障害者施設整備事業 あんしん 1億6,376万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 (1) 多機能型拠点（調査等） (2) 改修（大規模修繕） 1か所 (3) 特定資金償還金助成 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。	
本年度	2億2,364万円		
前年度	3億2,101万円		
差引	△9,737万円	2 松風学園再整備事業〈新規〉 3,300万円 <u>入居者の居住環境改善のため個室化等の設計を進めるとともに、同園敷地の一部を活用して入所施設を整備するため、基本構想に着手します。</u>	
本年度の財源内訳	国	2,432万円	3 障害者施設防犯対策強化事業 2,688万円 障害者施設での利用者の安全を確保するため、防犯カメラ、非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。 (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 37か所)
	県	—	
	その他	1,061万円	
	市費	1億8,871万円	

23	障害者の就労支援	事業内容	
		企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。	
本年度	3億4,086万円	1 障害者就労支援センターの運営 2億9,937万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所	
前年度	3億4,500万円	2 障害者共同受注・優先調達推進 2,356万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。	
差引	△414万円	3 障害者の就労促進 1,793万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	867万円	
	市費	3億3,219万円	

24	障害者のスポーツ・文化		事業内容 1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業(30-31年度工事)〈拡充〉 1億1,350万円 <u>障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウィリング横浜用途廃止部分を南部方面拠点として整備します。</u>
本年度	10億8,401万円		2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉 あんしん 9億6,751万円 障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。 (1) 障害者スポーツ指導者育成事業 競技や社会参加活動を支える人材育成を進めます。 (2) 障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業 多様な文化芸術活動を支援するため、関係団体等のネットワーク化を進めます。 (3) 障害者スポーツ用具体験・レンタル事業 〈新規〉【基金】 <u>競技用の電動車いす等の障害者スポーツ用具の体験会実施や用具の貸出しを試行的に実施します。</u>
前年度	9億7,170万円		
差引	1億1,231万円		
本年度の財源内訳	国	8,200万円	
	県	3,196万円	
	その他	2,059万円	
	市費	9億4,946万円	
			3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業 300万円 2020年開催を目指す先駆的な舞台表現のパラトリエンナーレに向けて障害者の才能の発掘や活動を支える人材の育成を進めます。

25	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 104億1,958万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く)
本年度	153億458万円		(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,009人 イ 国民健康保険加入者 17,018人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,767人 計 53,794人
前年度	157億2,781万円		
差引	△4億2,323万円		
本年度の財源内訳	国	24億4,066万円	
	県	46億795万円	
	その他	16億1,550万円	
	市費	66億4,047万円	
			2 更生医療給付事業 48億8,500万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,015人

26	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業〈拡充〉 3,172万円 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。 (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。 <u>(3) 自殺対策計画策定〈新規〉</u> 総合的な自殺対策のさらなる推進のため、自殺対策基本法で新たに都道府県・市町村に義務付けられた自殺対策計画を策定します。
本 年 度	7,215万円		2 依存症対策事業〈拡充〉 998万円 アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策を推進するために、国が示した「依存症対策総合支援事業」等を踏まえ、 <u>家族支援等の充実や回復プログラム</u> などを実施します。 3 措置入院者等の退院後支援〈拡充〉 3,045万円 措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、 <u>非常勤医師による退院後訪問や協議会開催等</u> を実施します。
前 年 度	5,720万円		
差 引	1,495万円		
本年度の財源内訳	国	932万円	
	県	1,387万円	
	その他	8万円	
	市 費	4,888万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 3億2,093万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	3億5,043万円		2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 2,950万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度	3億895万円		
差 引	4,148万円		
本年度の財源内訳	国	3,851万円	
	県	—	
	その他	13万円	
	市 費	3億1,179万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

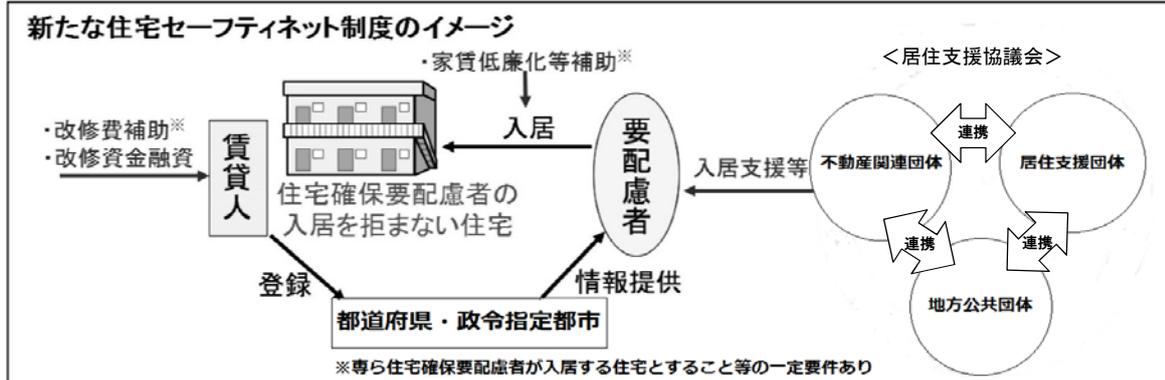
28	生活保護・生活困窮者自立支援事業		<p>事業内容</p> <p>本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。</p>
本年度	1,307億98万円		<p>1 生活保護費（法定分） 1,298億2,481万円</p> <p>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、施設事務費を支給します。</p> <p>(1) 被保護世帯 53,956世帯 (29年11月 53,902世帯)</p> <p>(2) 被保護人員 70,171人 (29年11月 70,428人)</p> <p>※被保護世帯及び被保護人員は30年度見込み</p> <p>2 被保護者自立支援プログラム事業〈拡充〉 4億7,083万円</p> <p>(1) 就労支援事業</p> <p>18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人開拓などにより、被保護者の早期就労に向けた、きめ細かな支援を展開します。</p> <p>(2) <u>就労準備支援事業〈拡充〉</u></p> <p>すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に対し、職場実習の場の提供を行います。</p>
前年度	1,303億5,726万円		
差引	3億4,372万円		
本年度の財源内訳	国	969億5,964万円	
	県	—	
	その他	12億6,618万円	
	市費	324億7,517万円	
<p>30年度からは新たに職場実習に必要なスキルを身に付けることを目的とした事前講座を実施します。</p>			<p>3 生活困窮者自立支援事業〈拡充〉 4億534万円</p> <p>生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて職場実習・就労訓練の場の提供、家計管理の支援など、多面的な相談支援を実施します。</p> <p>(1) <u>自立相談支援事業〈拡充〉</u></p> <p>各区に自立相談支援員を配置し、きめ細かな相談支援を行います。</p> <p>・<u>自立相談支援員の2人増 計36人 (29年度：34人)</u></p> <p><u>生活に困窮し支援を必要とする人の早期把握や地域と連携した支援を促進するため地域ケアプラザ等を拠点に、地域の実情に応じて取り組む事業をモデル実施します。</u></p> <p>・<u>地域ネットワーク構築支援事業をモデル実施：2区(緑区・栄区)</u></p> <p>(2) <u>家計相談支援事業〈拡充〉</u></p> <p>家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援など、家計改善の観点からの支援を行います。(利用者の増に対応するため、相談時間数を増加)</p> <p>(3) <u>就労訓練事業の推進〈拡充〉</u></p> <p>自治体による認定を受けた事業所が、就労に困難を抱えた生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供し支援します。</p> <p>・<u>対象者を被保護者にも拡大し、モデル実施(3区程度)</u></p> <p>(4) <u>寄り添い型学習支援事業〈拡充〉</u></p> <p>貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施するほか、高校中退防止の取組を引き続き行います。</p> <p>・<u>中学生の受入枠の拡大：140人増 計950人 (29年度：810人)</u></p>

29	援護対策事業		事業内容 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	28億910万円		1 寿地区対策 1億6,828万円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	15億8,656万円		2 寿町総合労働福祉会館の再整備 13億6,982万円 29年度に引き続き、再整備後の会館となる「横浜市寿町健康福祉交流センター」の新築工事を行います。 <u>31年3月に竣工予定で、供用開始は31年4月となる予定です。</u>
差引	12億2,254万円		3 ホームレス等自立支援事業 4億380万円 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。
本年度の財源内訳	国	9億1,855万円	4 中国残留邦人等援護対策事業 8億6,720万円 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。
	県	—	
	その他	2,774万円	
	市費	18億6,281万円	

新たな住宅セーフティネット制度の構築について

低所得者、高齢者、障害者及び子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が、家賃滞納や騒音等の不安から入居を拒否されるという課題に対応するため、住宅セーフティネット法が改正され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。これに伴い、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等が、29年10月からスタートしました。

30年度は制度を充実させるため、建築局と連携して、住宅確保要配慮者への居住支援の取組と経済的支援を進めていきます。居住支援の取組では、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を図るため、横浜市、不動産関連団体、社会福祉法人等の居住支援団体で構成する「横浜市居住支援協議会」を設立し、検討を進めます。経済的支援では、住宅確保要配慮者向け住宅の一部に家賃低廉化等の補助を導入します。（建築局予算での事業実施）



30	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業〈拡充〉 100億2,614万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学6年生（入・通院） 287,191人 (2) 中学生（入院） 517件 <u>通院助成の対象を平成31年4月から中学3年生まで 拡大するなどの、制度拡充に向けた準備を行います。</u> <u>準備経費：9,643万円</u>
本 年 度	117億2,068万円		2 ひとり親家庭等医療費助成事業 16億9,454万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 41,081人
前 年 度	119億3,069万円		
差 引	△2億1,001万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	25億7,954万円	
	その他	9,660万円	
	市 費	90億4,454万円	

31	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して運営します。 1 対象者 75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方 2 被保険者数 439,246人（29年度：421,987人） 3 自己負担 外来・入院ともに原則定率1割負担（現役並み所得者は定率3割負担） 4 保険料 <u>(1) 保険料率（2年毎改定、30年3月広域連合議会にて決定）</u> 均等割額 41,600円（28・29年度：43,429円） 所得割率 8.25%（28・29年度：8.66%） <u>(2) 保険料賦課限度額62万円（29年度：57万円）※政令改正予定</u> <u>(3) 低所得者に係る軽減判定所得の引上げ ※政令改正予定</u> <u>(4) 軽減特例の一部見直し（国の予算措置）</u> ア 所得割を2割軽減する特例は、30年度から本則（軽減特例は行わない）に戻す イ 元被扶養者の均等割を7割軽減する特例は、30年度は5割軽減、31年度から本則（資格取得後2年間は5割軽減）に戻す 5 高額療養費等の一部見直し ※政令改正予定 (1) 高額療養費の現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ (2) 高額介護合算療養費の現役並み区分の細分化及び限度額の引上げ
本 年 度	751億6,594万円		5 高額療養費等の一部見直し ※政令改正予定 (1) 高額療養費の現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ (2) 高額介護合算療養費の現役並み区分の細分化及び限度額の引上げ
前 年 度	744億7,847万円		
差 引	6億8,747万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	保険料等	410億5,185万円	
	市 費	341億1,409万円	

32	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	
本 年 度	3,457億5,924万円	
前 年 度	4,060億8,470万円	
差 引	△603億2,546万円	
本年度の財源内訳	国	316万円
	県	2,303億7,657万円
	その他	842億202万円
	市 費	311億7,749万円

事業内容

国民健康保険の安定的な運営のため、30年度から国保制度改革(都道府県単位化)が行われます。新たに都道府県も保険者となり財政運営の責任を負うことから、従来本市に交付されていた国費等の大部分が県に交付されるため、予算規模が縮小します。

- 1 被保険者数：748,000人 (29年度：820,200人)
世帯数：480,900世帯 (29年度：525,200世帯)
- 2 一部負担金割合
原則3割。小学校就学前は2割。
70歳以上は2割(現役並み所得者は3割)。
- 3 高額療養費等(70歳以上)の一部見直し※政令改正予定
 - (1) 高額療養費
現役並み・一般所得区分の月額限度額の引上げ
 - (2) 高額介護合算療養費
現役並み区分の細分化及び限度額の引上げ
- 4 保険料
 - (1) 30年度予算における1人あたり年間平均保険料額
124,821円 (29年度：122,336円)
※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計
※引き続き市費繰入れを行い、保険料負担を緩和
 - (2) 保険料賦課限度額※政令改正予定
 - ・医療給付費分：58万円 (29年度：54万円)
 - ・後期支援金分：19万円 (29年度同)
 - ・介護納付金分：16万円 (29年度同)

(3) 低所得者に係る軽減判定所得の引上げ※政令改正予定

- ア 5割軽減の所得基準額(世帯合計)
33万円+27.5万円(29年度:27万円)×被保険者数
- イ 2割軽減の所得基準額(世帯合計)
33万円+50万円(29年度:49万円)×被保険者数

軽減	所得合計(例:3人世帯)	
	現行	改正後
5割	33万円超～ 114万円以下	33万円超～ 115.5万円以下
2割	114万円超～ 180万円以下	115.5万円超～ 183万円以下

〈保険料率の比較〉 ※30年度は見込み料率

※7割軽減の所得基準額については変更なし

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
30年度	40%	60%	33,530円	7.09%	10,130円	2.11%	12,450円	2.04%
29年度	40%	60%	32,180円	6.64%	9,890円	1.99%	12,650円	2.03%

5 財政調整基金の設置 〈新規〉 45億8,189万円

事業の安定・強化を図るため、財政調整基金を設置します。

6 データヘルス計画及び特定健診計画に基づく保健事業 〈拡充〉 20億5,277万円

(1) 特定健康診査・特定保健指導(対象者:570,000人) 〈拡充〉

30年度から自己負担額を無料化します(H29:1,200円、市民税非課税者は400円)。

その他、未受診者対策として、ハガキや電話による勧奨を実施するなど、受診率の向上を図ります。

特定保健指導について、未利用者対策を実施し、実施率の向上を図ります。

(2) 国保健康だよりの発行 〈新規〉

被保険者の健康増進及び医療費適正化を図るため、広報紙による啓発を実施します。

V 健康で安全・安心な暮らしの支援

33		370万市民の健康づくりの推進		<p>事業内容</p> <p>第2期健康横浜21計画の中間評価の結果を踏まえ「食生活」「運動」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」「休養・こころ」の5つの分野の取組を加速させ、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりをすすめ、オール横浜で健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>1 健康横浜21の推進 7,526万円</p> <p>区福祉保健センターにおける地域特性に応じた取組や保健活動推進員などの地域人材の育成・支援を行い、運動などの生活習慣の改善に向けた健康づくりの取組を進めます。</p> <p>2 よこはま健康アクション推進事業等 8,190万円</p> <p>糖尿病等の疾病の重症化予防事業を全区に拡充するとともに、生活保護受給者等への健康支援事業では、基準年齢の設定をなくし、対象者を拡大します。また、企業と連携した従業員の健康づくりを後押しする取組として「横浜健康経営認証制度」を推進することや、介護予防など関連の施策と連携をはかり、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。</p> <p><u>(1) 保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進（医療局予算含む）〈拡充〉（3区→18区）</u></p> <p><u>(2) 生活保護受給者等への受診勧奨などでの健康支援〈拡充〉</u></p> <p>(3) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」を支援し、さらに「横浜健康経営認証制度」を推進 等</p> <p>3 よこはま健康スタイル推進事業〈拡充〉 3億8,323万円</p> <p>市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。</p> <p><u>(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</u></p> <p>市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施し、参加者への継続支援により、運動習慣の定着化を目指します。</p> <p><u>第2期（30～33年度）として「歩くムーブメント」をさらに拡大するため、歩数計に加え、スマートフォンでも参加できる歩数計アプリを導入します。</u></p> <p>また、<u>医療費抑制等の効果も含め、事業検証の検討を進めます。</u></p> <p>(新規参加予定者1万5千人)</p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリー事業</p> <p>子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P11)〉</p> <p>4 食育の推進 194万円</p> <p>第2期横浜市食育推進計画（28年度～32年度）を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」「市民の食育活動との協働」「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、企業・団体等と連携して、食育の推進に取り組んでいきます。</p>
本年度		5億4,233万円		
前年度		5億2,018万円		
差引		2,215万円		
本年度の財源内訳	国	4,956万円		
	県	1,030万円		
	その他	5,029万円		
	市費	4億3,218万円		

医療局予算 69万円含む

34	がん検診事業	事業内容 1 各種がん検診の実施 41億5,697万円 がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 (胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)																																					
本年度	44億5,126万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">胃がん検診</td> <td>X線</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>54,500人</td> <td>53,500人</td> </tr> <tr> <td>内視鏡</td> <td>50歳以上 (2年度に1回)</td> <td>13,000人</td> <td>14,000人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>93,600人</td> <td>93,600人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>130,000人</td> <td>130,000人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>75,000人</td> <td>75,000人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>165,000人</td> <td>165,000人</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診 (PSA検査)</td> <td>50歳以上の男性 (年度に1回)</td> <td>73,000人</td> <td>73,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>604,100人</td> <td>604,100人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	29年度	30年度	胃がん検診	X線	40歳以上 (年度に1回)	54,500人	53,500人	内視鏡	50歳以上 (2年度に1回)	13,000人	14,000人	肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	93,600人	93,600人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	130,000人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	75,000人	大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	165,000人	165,000人	前立腺がん検診 (PSA検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	73,000人	計		604,100人	604,100人
区分	対象		29年度	30年度																																			
胃がん検診	X線		40歳以上 (年度に1回)	54,500人	53,500人																																		
	内視鏡		50歳以上 (2年度に1回)	13,000人	14,000人																																		
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)		93,600人	93,600人																																			
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)		130,000人	130,000人																																			
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)		75,000人	75,000人																																			
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)		165,000人	165,000人																																			
前立腺がん検診 (PSA検査)	50歳以上の男性 (年度に1回)		73,000人	73,000人																																			
計			604,100人	604,100人																																			
前年度	44億3,627万円																																						
差引	1,499万円																																						
本年度の財源内訳	国	1億3,264万円																																					
	県	—																																					
	その他	138万円																																					
	市費	43億1,724万円																																					
2 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化 2,185万円 妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。																																							
3 受診勧奨通知等の個別送付〈拡充〉 2億7,244万円 (1) がん検診の受診勧奨通知 21歳から69歳までの対象となる方へがん検診の受診勧奨通知を送付し、受診率の向上を図ります。 〈対象人数〉 約189万人 (2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付 子宮頸がん検診の開始対象となる20歳及び乳がん検診の開始対象となる40歳の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。 〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、 乳がん 約3万人 (3) <u>再勧奨通知〈拡充〉</u> 30年度は全ての方が本市がん検診の対象である国民健康保険加入者の方を重点的に勧奨するため、29年度に子宮がん(20歳)及び乳がん(40歳)検診開始初年度の無料クーポン券対象者の方と特定の年齢の方に送付していた再勧奨通知について、無料クーポン券対象者の方と国民健康保険加入者に送付対象者を変更して送付します。 〈対象人数〉 H29年度 約37万人 H30年度 約56万人 (4) 精密検査未受診者への受診勧奨 がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。																																							

35	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	95億6,616万円	
前 年 度	98億630万円	
差 引	△2億4,014万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	2,950万円
	県	1,919万円
	その他	1万円
	市 費	95億1,746万円

事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。

1 子どものための予防接種事業 77億3,027万円

四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。

ワクチン種類	対象者	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
B型肝炎	1歳未満	3回
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回
BCG	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期 1歳	2回
	2期 5歳～7歳未満※1	
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回
日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回
	2期 9歳～13歳未満	
二種混合	11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回

※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで

※2 接種が完了していない方の内、生年月日が

①9年4月2日から、19年4月1日の間は、20歳未満まで

②19年4月2日から、21年10月1日までの方は

2期の接種期間中に1期の未接種分を接種可能

※3 25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え

2 高齢者のための予防接種事業 16億9,019万円

(1) 肺炎球菌ワクチン 5億1,250万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：3,000円)

ワクチン種類	対象者(30年度に迎える年齢)	接種回数
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳	1回

(2) 季節性インフルエンザワクチン 11億7,769万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：2,300円)

3 風しん対策事業 1億1,570万円

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査費用の助成を実施します。

4 予防接種コールセンターの運営 3,000万円

予防接種コールセンターで市民からの問い合わせにきめ細かく対応します。

36	感染症・食中毒 対策事業等		<p>事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。</p> <p>1 感染症・食中毒対策事業 3,134万円 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業 5,662万円 デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。</p> <p>3 結核対策事業 2億6,110万円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。</p> <p>4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,022万円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。</p>
本年度	6億2,012万円		
前年度	6億2,515万円		
差 引	△503万円		
本年度の財源内訳	国	1億6,502万円	
	県	33万円	
	その他	357万円	
	市費	4億5,120万円	
<p>5 衛生研究所運営事業 2億1,084万円</p> <p>(1) 管理事業 衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。</p> <p>(2) 試験検査事業 保健所等から持ち込まれる検体（細菌やウイルス、食品等）の試験検査を行います。</p> <p>(3) 試験検査機器維持整備事業 (2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。</p> <p>(4) 調査研究・研修指導事業 日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。 また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。</p> <p>(5) 感染症・疫学情報提供等事業 市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。 また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。</p> <p>(6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）〈再掲(P30)〉 各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。</p>			

37	新型インフルエンザ 対 策 事 業	事業内容 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。	
本 年 度	7,710万円	1 医療体制の確保等 7,660万円	
前 年 度	7,536万円	(1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。	
差 引	174万円	(2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。	
本年度の 財源内訳	国	—	(3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。
	県	—	(4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。
	その他	—	2 市民啓発の推進 50万円
	市 費	7,710万円	市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。

38	医療安全の推進	事業内容	
本 年 度	8,730万円	1 医療安全支援センター事業 1,432万円	
前 年 度	6,596万円	(1) 医療安全相談窓口の運営 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。	
差 引	2,134万円	(2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。 また、出前講座等の市民向け啓発を行います。	
本年度の 財源内訳	国	—	2 薬務事業 1,600万円
	県	—	(1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。
	その他	3,367万円	(2) 薬物乱用防止啓発等 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。
	市 費	5,363万円	(3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
			3 医療指導事業 5,698万円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や医療機関及び医療法人等への許認可業務等を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

39	食の安全確保事業		事業内容 食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止し、30年度に予定されている食品衛生法改正に伴うHACCP導入を推進して食の安全を確保します。
本年度	2億6,576万円		1 食品衛生監視指導等事業〈拡充〉 5,697万円 食品関係施設に対して、 <u>HACCPによる衛生管理の導入を支援するとともに監視指導等を実施します。</u>
前年度	2億5,548万円		
差 引	1,028万円		
本年度の財源内訳	国	166万円	
	県	—	
	その他	2億1,434万円	
	市 費	4,976万円	
			2 食の安全強化対策事業 8,002万円 残留農薬やアレルギー物質等による危害を防止するため、監視指導や検査により違反食品を排除します。
			3 食品の放射性物質検査事業 1,017万円 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
			4 食品の適正表示推進事業 220万円 原産地や原材料等の適正な食品表示が守られるように販売店等の立入りや事業者指導と啓発を行います。
			5 市場衛生検査所運営事業 1億1,640万円 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。

40	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可について厳格な審査を行います。
本年度	7,674万円		1 環境衛生監視指導等事業 6,197万円 ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い墓地の許可事務を適切に行います。 <u>30年6月に施行される住宅宿泊事業法に基づき、新たに30年3月から民泊の届出受付、指導を実施します。</u>
前年度	7,970万円		
差 引	△296万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,132万円	
	市 費	6,542万円	
			2 建築物衛生、居住衛生等対策事業 1,095万円 レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。
			3 災害時生活用水確保事業 382万円 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。

41	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬猫の殺処分がなくなることを目指して、収容した犬猫の飼い主への返還や個人の方への譲渡を一層推進します。 また、イベントや講習会等を通じて動物愛護に係る普及啓発や、様々な情報発信を進めながら、より多くの方にご利用いただける動物愛護センターとしていきます。
本 年 度	2億28万円		1 動物愛護センター運営事業 3,262万円 動物愛護の普及啓発の拠点として、多くの市民が集い賑やかな施設となるよう一層の活性化に努めます。 <u>また、平成31年度の稼働に向けて、保護収容犬を補助犬等に育成するための具体的な検討を行います。</u>
前 年 度	2億105万円		2 動物愛護普及啓発事業 3,717万円 動物愛護の思想、適正飼育や終生飼養の意識浸透を図り、収容動物の減少につなげていきます。 また、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助等を行い、飼い主のいない猫を減らすことで、猫による地域の環境問題を減らす取組を推進します。
差 引	△77万円		3 動物保護管理事業 6,668万円 収容した犬猫の情報を分かり易く積極的に発信し、飼い主への返還や個人への譲渡を一層推進します。
本年度の財源内訳	国	—	4 狂犬病予防事業 6,381万円 狂犬病の発生防止のため、犬の登録と狂犬病予防注射接種の推進を図ります。
	県	—	
	その他	1億2,627万円	
	市 費	7,401万円	

42	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 難病対策事業〈拡充〉 35億9,886万円 <u>30年4月から難病法に定める難病対策事業が道府県から政令市に移譲されます。</u> <u>(1) 特定医療費(指定難病)助成事業〈新規〉</u> 指定難病にり患している方への治療に係る医療費の負担軽減のため、医療費の一部を助成します。 (2) 療養生活環境整備事業 在宅人工呼吸器使用患者支援事業及びホームヘルパー養成研修事業等を実施します。 また、各区における難病相談事業や一時入院事業といった既存事業もあわせて実施します。
本 年 度	42億1,885万円		2 公害健康被害者対策事業 5億7,260万円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。
前 年 度	7億6,622万円		3 石綿健康被害対策事業 863万円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
差 引	34億5,263万円		4 公害被害者救済事業費会計 3,876万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
本年度の財源内訳	国	17億5,409万円	
	県	0万円	
	その他	5億7,364万円	
	市 費	18億9,112万円	

43	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園 事業費会計)		事業内容
本 年 度	46億9,331万円		1 斎場運営事業〈拡充〉 18億9,820万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。 <u>また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。</u> 2 民営斎場使用料補助事業 2,905万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 3 墓地霊堂事業 3億3,204万円 市営墓地・霊堂の管理運営を行うとともに、 <u>久保山墓地で未使用区画の再募集を行います。</u> 4 新墓園運営事業 16億8,402万円 メモリアルグリーンの管理運営を行います。また、 <u>30年4月開所(予定)の日野こもれび納骨堂の管理運営を行うとともに、使用者募集を行います。</u> 5 市営墓地整備事業 7億3,000万円 (1) 舞岡地区新墓園 7億2,000万円 埋蔵文化財発掘調査、造成工事 (2) 大規模施設跡地墓地整備 1,000万円 深谷通信所跡地での基本計画検討等 6 東部方面斎場(仮称)整備事業〈新規〉 2,000万円 超高齢社会の到来による、増え続ける火葬需要への対応は喫緊の課題です。 <u>将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区大黒町18-18で新たな斎場の整備を進めます。</u> (1) 整備火葬炉数(予定) 16炉(本炉15炉、予備炉1炉) (2) 実施内容 基本計画策定等
前 年 度	49億6,285万円		
差 引	△2億6,954万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	29億3,056万円	
	市 費	17億6,275万円	



@yokohama_kenko

横浜市役所の公式Twitterアカウントです。
 健康ファミリーは健康長寿日本一を目指す横浜市に住む家族(パパ、ママ、ワタシ、ヘルスイ(ペット:犬))です!
 健康づくりに関するお得な情報を発信しています。

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区 分	29年度	30年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	66,100	69,100	3,000	① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設設の管理・診療所の運営等
	委託料	42,199	42,199	0	① 寿生活館の管理
	計	108,299	111,299	3,000	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,364,775	4,247,162	△ 117,613	
	委託料	1,818,914	1,847,296	28,382	
	計	6,183,689	6,094,458	△ 89,231	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,422,261	1,428,255	5,994	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,434,558	1,445,509	10,951	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,856,819	2,873,764	16,945	
障害者支援センター	補助金	2,942,514	2,818,907	△ 123,607	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	384,356	401,787	17,431	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,326,870	3,220,694	△ 106,176	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,706,082	2,719,498	13,416	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,706,082	2,719,498	13,416	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	2,136	2,096	△ 40	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	937,051	951,991	14,940	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	939,187	954,087	14,900	
合 計		9,937,257	9,879,342	△ 57,915	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし

新たな中期計画の基本的方向

**平成 30 年1月
横浜市**

目次

第1章 新たな中期計画の策定にあたって	2
第2章 中長期的な戦略	7
第3章 38の政策	12
第4章 行財政運営	26
1 行政運営	
2 財政運営	
新たな中期計画の策定スケジュール	30

第1章 新たな中期計画の策定にあたって

※新たな中期計画策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

1 ねらい

これまでの実績を土台に、取組を一層深化・進化させ、直面する課題を乗り越え、持続的な成長モデルを実現し、次の世代へ確実に「横浜」をつなぎます。

2 計画策定にあたっての基本認識

(1) 本市を取り巻く状況

これまで積み重ねて来た成功事例、市民・企業の皆様との信頼関係など、横浜には困難を打開し、未来を切り拓く力があります。一方で、横浜を取り巻く環境は厳しさを増し、直面する課題はより一層深刻化してきています。

- ・2016（平成28）年には戦後初めて横浜の人口も自然減となりました。社会増により人口増を維持していますが、2019（平成31）年をピークに人口減少に転じることが見込まれます。
- ・生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、労働力や社会の担い手の減少が危惧されます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される2020（平成32）年に向け、東京の再開発が加速し、人や投資の東京への一極集中がより一層進むことが予測されます。
- ・2030（平成42）年には、整備後50年以上となる公共施設が多数あることから、将来を見据えた保全・活用が必要となり、人口減少・人口構成の変化に対応した公共施設のあり方が求められています。

(2) 成長の基盤を支え、新たなステージに挑む

人づくり、都市づくりなど成長の基盤をしっかりと支えながら、経済、文化芸術、環境、超高齢社会、人・企業が躍動するまちづくりなど、新たなステージに挑戦を続け、横浜を確かな成長の軌道に乗せていきます。

(3) 時代の要請に着実に取り組み、飛躍に向けたチャンスをつかす

世界情勢が目まぐるしく変化し、本市を取り巻く環境も大きく変化するなか、様々な課題を解決し、横浜の持続的な成長・発展を実現するために、SDGs（持続可能な開発目標）などの国際的な動向や、国や他都市の先進的な事例を的確にとらえ、政策を推進していきます。

I o T、A Iなどの技術革新や価値観の多様化が進むなか、社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、データ活用やオープンイノベーションの推進、地域コミュニティの視点に立った課題解決を基本姿勢として、これまで以上に積極果敢に取組を進めます。

計画期間中に開催される「第7回アフリカ開発会議」や「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」などの飛躍に向けたチャンスを着実にいかし、横浜の魅力アップや活力の創出につなげていきます。

3 計画の構成

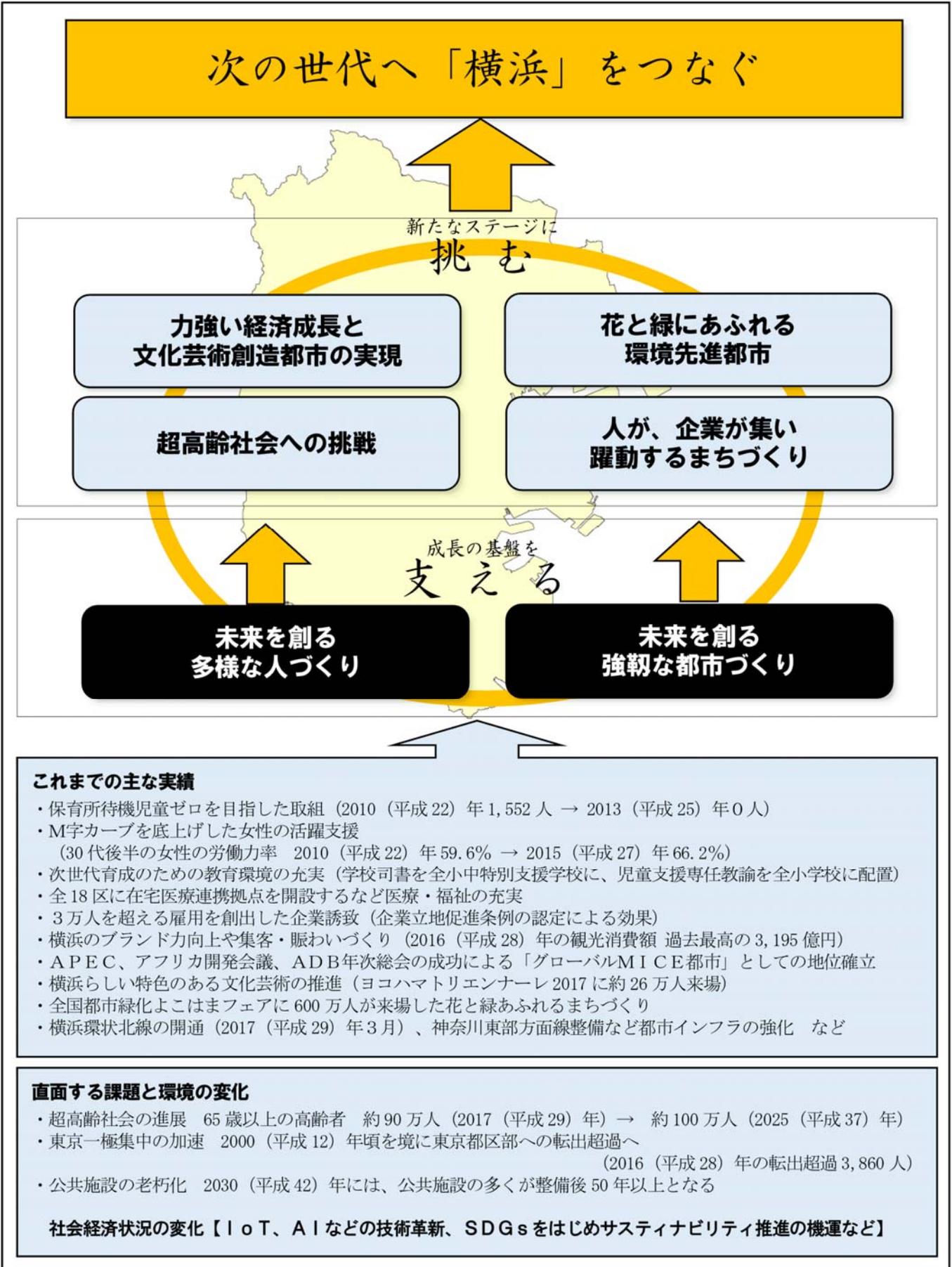
- ・計画期間は4年間、2018（平成30）年度から2021（平成33）年度までとします。
- ・2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間の38の政策・行財政運営で構成します。

2030年を展望し、次の世代へ「横浜」をつなぐ6つの戦略

計画期間（2018～2021年度）の4年間の取組

- 38の政策 多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策
- 行財政運営 政策を進めるにあたって土台となる持続可能な行財政運営の取組

<計画のねらい>



4 本市の置かれた状況

◆人口減少社会の到来、超高齢社会の進展 P 5 グラフ参照

- ・既に進行している生産年齢人口減少や、2019（平成 31）年をピークとする人口減少（2015（平成 27）年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016（平成 28）年には、死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然増減が減少に転じるなど、活力ある都市を実現するための状況は厳しさを増しています。
- ・子育て世代の転入にもつながる、子ども・子育て支援、教育の推進、女性・シニア・若者の活躍支援、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現が必要です。
- ・65 歳以上人口が 100 万人、75 歳以上人口が 60 万人に迫る 2025 年問題が間近となる中、健康で自立した生活を続け、必要な時に医療や介護を提供できる体制づくりが必要です。

◆都市間競争の加速

- ・市内総生産や法人市民税額など、東京と比較した場合、経済規模で大きな差があります。また、横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対して、転出超過の状態が続いています。
- ・市外への通勤・通学先の多くが東京都区部です。昼夜間人口比率は改善傾向にありますが、依然として流出人口（市外へ通勤・通学する人）が流入人口（市外から通勤・通学する人）を上回っています。
- ・人や企業を惹きつける魅力あるまちづくりを進め、人口の社会増の維持や、積極的な企業誘致、観光・MICE などによる交流人口の拡大を図る必要があります。

◆グローバル化の進展、産業構造の変化、技術革新

- ・経済活動のグローバル化の進展や産業構造の変化、IoT、AI などの技術革新が加速する中で、国内外からの戦略的な企業誘致、産業・人材の集積を活かしたイノベーション創出などによる市内経済の活性化を図る必要があります。
- ・労働力人口が減少する中で、多様な働き方へのニーズに対応した、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

◆文化芸術への関心の高まり

- ・これまで、芸術フェスティバルの開催や東アジア文化都市としての取組により、横浜のプレゼンス向上につながってきましたが、世界の大都市にあるような、文化芸術をけん引する本格的な劇場が横浜にはなく、横浜の魅力をもっと高め、賑わいの創出を図るためにも、質の高い文化芸術に触れることができる場が必要です。

◆地球温暖化対策など環境分野の取組の加速

- ・国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) においてパリ協定が採択されたことで、世界的に温暖化対策が加速しています。このような世界的な取組のもと、本市としても、地球温暖化対策を積極的に推進することが必要です。
- ・都市緑化フェアやみどりの取組の成果により、市民の花や緑に親しむ機運が高まっていること、都市農業振興基本法の制定により、市街地における都市と農地のあり方が変化し、都市と農の共生が求められていることから、未来へつなぐ豊かな環境づくりを進める必要があります。

◆交通ネットワークの変化 P 6 図参照

- ・広域的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通（寒川北 IC～海老名 JCT 等）により、東名高速道路から東北自動車道までつながる高速道路が形成されたことに加え、2020（平成 32）年頃の羽田空港の国際便増便や新東名高速道路の開通、2027（平成 39）年の中央新幹線（リニア）の開業が予定されています。市内では、横浜環状北線が開通したことに加え、北西線・南線等の開通や神奈川東部方面線の開業が予定されており、横浜を取り巻く人やモノの流れの大きな変化が見込まれます。
- ・これらの利便性の向上の機会にあわせ、新たな交通結節点と連動したまちづくりや産業拠点の形成を進める必要があります。

◆郊外部の活力低下

- ・人口の約 6 割が居住する郊外部の住宅地では、大規模団地等の集合住宅の老朽化や空家の増加、少子高齢化の急速な進展などによる活力の低下が懸念されます。
- ・市民の生活利便性、活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えて、効率的な（投資効率の高い）まちづくりを推進する必要があります。
- ・買い物や通院といった日常生活を支える地域の交通サービスは、高齢化による人口構成の変化や住民のニーズ等に対応し、将来にわたり確保する必要があります。

◆防災・減災意識の向上、あらゆる災害への対応の強化

- ・全国的に多発している局地的な大雨等や、近い将来に発生が危惧されている大規模地震から市民の生命と財産を守るため、これまで以上の自助・共助の推進や、防災教育の充実を図る必要があります。
- ・市民生活や経済活動を将来にわたり支えるため、政府が進める国土強靱化を踏まえ、これまでの防災・減災の考え方を一歩進め、様々な自然災害に対し、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりを進める必要があります。

◆公共施設の老朽化

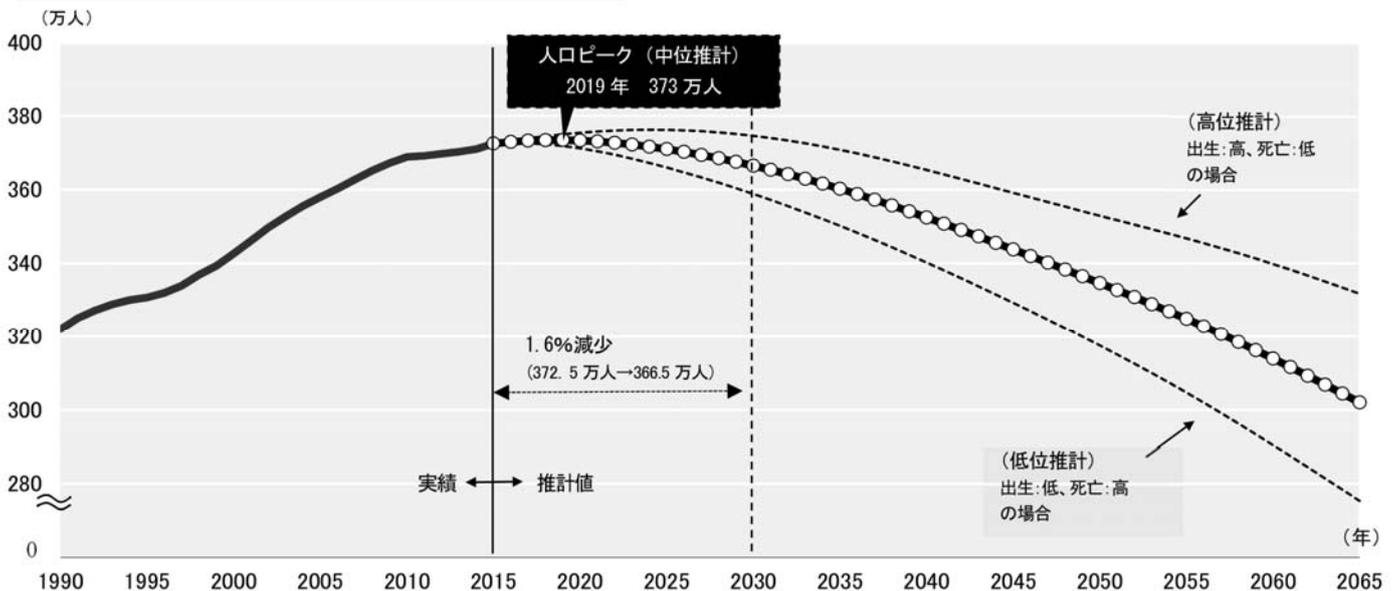
- ・都市インフラの多くが供用開始後30年以上、また公共建築物の多くが築30年以上経過しています。
- ・目標耐用年数を築70年とした場合、学校施設や市営住宅をはじめとした公共建築物は、平成30年代後半から建替えが必要になり、平成40年代以降、集中して大量の建替えの必要が生じます。
- ・そのため、公共施設の適切な保全・更新を今後も行う必要があります。また、公共建築物の建替えにあたっては地域のニーズ等を踏まえて再編整備を行い、あわせて今後の施設のあり方も含めて検討をしていく必要があります。

◆戦略的・計画的な土地利用

- ・横浜の将来にわたる持続的発展のため、豊かな緑・環境の保全とともに、バランスに配慮しながらメリハリある土地利用を図る必要があります。
- ・横浜市を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中で、市の資源・ポテンシャルを最大限発揮させ、都市課題の解決や、地域の活性化を着実に進めていくため、戦略的・計画的な土地利用誘導を行うことが必要です。

グラフ 横浜市の将来人口推計

※2015（平成27）年国勢調査の結果を基準人口として、横浜市の将来人口を推計（2017（平成29）年12月公表）



【横浜市の年齢3区分別人口】

65歳以上：老年人口
15～65歳：生産年齢人口
0～14歳：年少人口

【横浜市の年齢3区分別人口の割合】

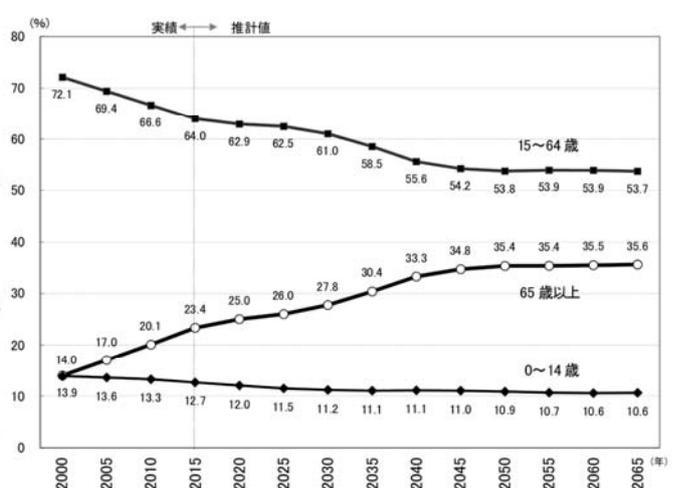
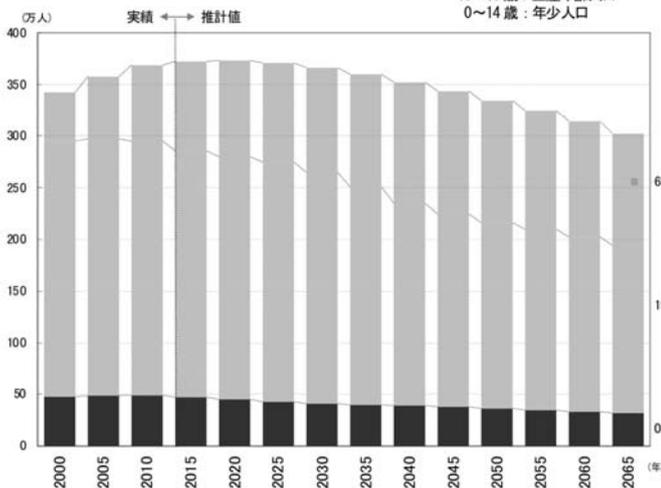


図 交通ネットワークの変化



第2章 中長期的な戦略

2030年を展望した6つの戦略をお示しします。

戦略1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

企業集積の強みやオープンイノベーションの推進、文化芸術、観光・MICE、スポーツの力により、新たな価値・産業・賑わいを創出します。

戦略2 花と緑にあふれる環境先進都市

花と緑あふれるガーデンシティ横浜を市民・企業との連携により展開するとともに、SDGsやパリ協定の視点を踏まえた環境政策で世界をリードし、自然共生と経済発展を実現します。

戦略3 超高齢社会への挑戦

超高齢社会への挑戦として、いつまでも健康で生きがいを実感し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現します。

戦略4 人が、企業が集い躍動するまちづくり

(1) 成長と活力を生み出す都心部

横浜の成長をけん引するエリア（都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等）の魅力をより一層向上させ、国内外から人や企業が集い活力を生み出す都心部を実現します。

(2) 誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部

駅周辺の機能強化、自然豊かで良好な住環境、それらをつなぐ地域交通の充実などにより、誰もが愛着を持ち、「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部を実現します。

戦略5 未来を創る多様な人づくり

子育て・教育環境の充実や、女性・シニア・若者の活躍支援など、横浜の未来を創るあらゆる人への投資を推進し、ポテンシャルを存分に発揮できる都市を実現します。

戦略6 未来を創る強靱な都市づくり

(1) 災害に強い安全で安心な都市

防災・減災機能を備えた都市づくり、災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民の生命と財産を守る、災害に強い安全で安心な都市を実現します。

(2) 市民生活と経済活動を支える都市基盤

道路・鉄道・港湾などの都市インフラの充実、公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を進め、将来にわたり市民生活と経済活動を支える都市基盤を実現します。

1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

企業集積の強みやオープンイノベーションの推進、文化芸術、観光・MICE、スポーツの力により、新たな価値・産業・賑わいを創出します。

◆市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

中小企業への基礎的支援の充実を図りつつ、IoT利活用等のプラットフォームからの事業展開、研究開発人材、起業家、学生等が交流できる拠点機能充実等によるオープンイノベーション、Y-POR T事業などによる海外展開支援を推進し、市内企業の成長・発展につなげます。

京浜臨海部や金沢臨海部などの産業活性化や、イノベーションを創出しやすい魅力あるビジネス環境の構築など、まちづくり施策と連動しながら戦略的な企業誘致を進め、外資系企業、ベンチャー、R&D拠点などの集積促進により、市内企業の事業機会や雇用機会の増を図ります。

都市農業の活性化に向け、先進技術導入や6次産業化等により「横浜農場」の展開を図ります。

◆文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

これまでに培ってきた、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての実績をもとに、多くの人を惹きつける都市を目指し、本格的な劇場など、横浜の新たな魅力を創出します。また、歴史的建造物・公共空間を有効活用した創造境界の活性化、創造性を生かしたビジネスの創出など、新たな価値を生み出す取組を推進します。さらに、市民やNPO等が主体となって行う文化芸術活動の支援や活動の拠点となる施設の整備・運営を進めます。

◆観光・MICE、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

国内外へのプロモーション強化、魅力ある観光コンテンツづくりや受入環境の整備、データに基づいた観光施策等により、まちの賑わいと消費の拡大を目指します。

新たなMICE施設整備を好機とし、経済波及効果の高い国際会議等の誘致、関連産業の強化を推進します。また、ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた横浜を魅せる取組や機運の醸成、プロスポーツとの連携や大規模スポーツイベントの誘致・開催支援を通じて、集客促進や地域経済活性化を目指します。

2 花と緑にあふれる環境先進都市

花と緑あふれるガーデンシティ横浜を市民・企業との連携により展開するとともに、SDGsやパリ協定の視点を踏まえた環境政策で世界をリードし、自然共生と経済発展を実現します。

◆豊かな自然環境と暮らしが共存する都市づくり

花・緑・農・水などを身近に感じ多様なライフスタイルを実現する取組の推進や、パークマネジメント等の公民連携によるにぎわい創出、観光・MICEやまちづくりとの連携、農とのふれあいなどにより、魅力と活力にあふれる街「ガーデンシティ横浜」の実現を進めます。

また、自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラの普及を進めます。

◆経済活動を支える低炭素・循環型の都市づくり

パリ協定採択後の「脱炭素経済への移行を目指す」という世界の潮流等を踏まえ、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策（緩和策・適応策）・エネルギー施策を強化し、高い市民力、企業の集積や多様な都市施設等を活かして、住宅・建築物の省エネ化、バイオマスによる水素製造や太陽光発電等の再エネ、バーチャルパワープラント等のエネルギーマネジメント等の取組を通じて、国内外をリードする大都市モデルを創造します。これらにより環境と経済・社会的課題の同時解決に寄与します。

環境負荷を低減した循環型社会の実現を目指すため、市民・事業者の環境行動等を推進することでリサイクルの活性化を図るとともに、それを支えるインフラの充実・強化や再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。また、食品ロス削減の取組をはじめとした市民・地域・事業者との協働による横浜らしいライフスタイルの定着を推進します。

◆横浜ならではの環境プロモーションの展開・国内外への発信

市民・事業者・行政の協働により培った経験と実績を活かし、横浜ならではの環境プロモーションを進めます。国際的なイベントや会議等を活用し、横浜の環境の取組を国内外へ発信するとともに、市民・企業等と連携した環境行動や環境教育を推進します。

3 超高齢社会への挑戦

超高齢社会への挑戦として、いつまでも健康で生きがいを実感し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現します。

◆互いに支え合う地域づくり

ボランティアや見守りなど、高齢者がいきいきと活躍できるよう社会参加を進めます。また、支援を必要とする人（社会的孤立）に気づき、支える仕組みを整えるとともに、地域の住民・団体や施設・企業など、多様な主体の参加・連携による支え合いの地域づくりを進め、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域を実現します。

◆健康で自立した生活の継続

運動習慣を身に付けるため、身近な活動の場や活動のための仕組みづくりを行うとともに、企業・職場での健康づくりを進めるため、健康経営の取組を支援します。また、健康づくり・介護予防につながる健康情報提供など啓発を進め、健康づくり・介護予防の取組を重点的に実施し、いくつになっても健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

◆必要な時に医療や介護を提供できる体制づくり

介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進し、自らの意思で自分らしく生きることができる社会を築きます。

24時間対応可能な地域密着型サービスや生活支援の充実など、在宅介護生活を支えるサービスの充実と連携強化を図るとともに、介護人材の確保・育成を進めます。また、特別養護老人ホームの整備を加速するなど、多様なニーズや状況に応じた施設・住まいの整備を進めます。さらに、在宅医療の充実や在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携を強化します。

生活の場や治療内容などについて、自らの意思で自身の生き方を選択するための支援を行い、希望に応じた介護・医療を受けるための仕組みづくりに取り組みます。また、斎場・墓地の整備など、人生の最終段階及びその後への備えにかかる取組を進めます。

小児・周産期医療の充実や総合的ながん対策の推進、将来必要となる病床機能の確保及び連携体制の構築やそれらを支える医療人材の確保・育成に取り組みます。

4(1) 人が、企業が集い躍動するまちづくり(成長と活力を生み出す都心部)

横浜の成長をけん引するエリア（都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等）の魅力をより一層向上させ、国内外から人や企業が集い活力を生み出す都心部を実現します。

◆都心臨海部・京浜臨海部・新横浜都心周辺等の魅力向上

横浜駅周辺でのエキサイトよこはま22の推進、企業集積を活かしたみなとみらい21地区の開発推進、現市庁舎街区の活用等を契機とした関内・関外地区の更なる活性化、東神奈川臨海部周辺地区の再開発の推進等を図るとともに、山下ふ頭における新たな賑わい拠点の形成等のまちづくりを進めます。

また、京浜臨海部では、次世代のものづくり産業等の更なる強化に向け、土地利用誘導や都市インフラ整備等の総合的なまちづくりを進めるとともに、神奈川東部方面線等の整備により交通利便性の高まる新横浜都心の拠点機能の強化と、日吉・綱島地区のまちづくりを進めます。

◆人や企業が集まり、活躍できる環境づくり

各地区の特性を活かした企業誘致や集積を促進するまちづくりを推進するとともに、企業のグローバル化の進展や働く人々のライフスタイルにも対応した、住宅・医療・教育等の就業・生活の環境づくりを進めます。また、密集市街地等における道路空間の整備や交通利便性の向上など、安全・安心なまちづくりを進めます。

◆人々の交流や回遊性を促す賑わいあるまちづくり

観光・MICE、クルーズ、スポーツや文化芸術鑑賞等で訪れる人々が街を楽しみ、回遊できるように、花や緑、水辺や道、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。また、水上交通・連節バスなど多彩な交通の充実を図るとともに、鉄道・バス等の利便性の向上やバリアフリー化の推進など、誰もが快適に移動できる環境を整備します。

4(2) 人が、企業が集い躍動するまちづくり(誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部)

駅周辺の機能強化、自然豊かで良好な住環境、それらをつなぐ地域交通の充実などにより、誰もが愛着を持ち、「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部を実現します。

◆駅及び駅周辺の機能強化

駅周辺においては、地域の生活や経済を支える拠点となるよう、地域特性に応じた機能集積(医療・福祉、子育て、教育、商業・業務、多様な住宅)を図るとともに、道路、交通等の都市基盤整備により利便性を高め、個性ある生活拠点を形成します。

◆住宅地の活性化・魅力向上

日常生活を支える機能やサービス(医療・福祉、買い物、子育て等)の充実を図るとともに、団地の建替え等の住宅地の再生・活性化の取組や、水や緑など豊かな自然を活かした住環境の整備を進めるなど、若い世代をはじめ多世代に選ばれ、住み続けたいと思える住宅地を形成します。

◆市民に身近な交通ネットワークの維持・充実

駅周辺と住宅地をつなぐバス等の地域の公共交通の維持・充実を図るとともに、買い物や医療・福祉、子育て等のニーズをとらえ、住民主体の取組や民間事業者等との連携を強化し、地域特性に合わせた、市民に身近な交通の充実を図ります。

◆戦略的な土地利用誘導・まちづくり

鉄道駅・インターチェンジ周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域や、市街地における土地利用転換の機会をとらえ、緑や農地の保全などとのバランスを図りながら、地域の活性化や広域的な課題の解決に資する戦略的な土地利用誘導を進めます。また、旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連動しながら周辺地域を含めた総合的なまちづくりを進めます。

5 未来を創る多様な人づくり

子育て・教育環境の充実や、女性・シニア・若者の活躍支援など、横浜の未来を創るあらゆる人への投資を推進し、ポテンシャルを存分に発揮できる都市を実現します。

◆子ども・子育て支援、教育の推進

全ての子育て家庭及び妊産婦に対する相談支援体制の構築や地域子育て支援の場の拡充、小児医療費助成制度の対象の拡大等に取り組むとともに、引き続き保育所待機児童対策や放課後の居場所づくりを推進し、乳幼児期の保育・教育や放課後児童施策における質の維持・向上等を通して、将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

自ら学び、社会とつながり、ともに未来を創る人の育成を目指し、子どもたちの可能性を広げる教育に取り組めます。いじめ防止、教職員の働き方改革など喫緊の課題への対応や中学校昼食における「選択制」の充実等により、魅力ある学校づくりを進めます。

子どもたちの健やかな育ちを守るため、児童虐待対策を一層強化するとともに、家庭の経済状況等により子どもの将来を狭めることのないよう、生活・学習支援や地域における子どもの居場所づくり等を推進します。

◆女性・シニア・若者の活躍支援

女性自身の就職及びキャリアアップに向けた支援や起業支援を行うとともに、市内企業における環境整備や経済団体との連携、多様で柔軟な働き方に対する支援など、横浜ならではの取組を一層推進します。また、性別に関わらず、誰もが自分に合ったライフスタイルや仕事を選択できるとともに、シニアや若者もそれぞれの力や強みを存分に発揮できる社会づくりに向けた取組を進めます。

◆誰もが自分らしく活躍できる社会の実現

障害のある方の不安や悩みを受け止める機能の充実、就労や社会参加の場を選択できる仕組みづくり、困難を抱える方に対する支援、在住外国人の方も地域の担い手となる多文化共生の推進などにより、誰もが安心して暮らし、活躍することができるまちを目指します。

6(1) 未来を創る強靱な都市づくり(災害に強い安全で安心な都市)

防災・減災機能を備えた都市づくり、災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民の生命と財産を守る、災害に強い安全で安心な都市を実現します。

◆地震や地震火災等に強い都市づくり

近い将来に発生が危惧されている大規模地震に備え、建築物の耐震化、条例に基づく防火規制区域内の不燃化推進、臨海部における津波対策や緊急輸送路等のネットワーク強化、無電柱化の推進、狭あい道路の拡幅整備などをはじめとした「横浜市地震防災戦略」の減災目標達成に向けた様々な取組を進め、市民生活や横浜経済を支える防災・減災機能を備えた強靱な都市づくりを進めます。

◆局地的な大雨等に強い都市づくり

気候変動の影響等により増加傾向にある局地的な大雨や台風に対し、適応の観点も含め、特に都市機能や人口・資産が集中する横浜駅周辺などの防災機能を高めるほか、流域全体での河川・下水道・みどり・道路・まちづくりが連動した総合的な浸水対策や、自然の機能を活用したグリーンインフラの普及、臨海部における高潮対策を着実に進めます。

また、土砂災害の防止・軽減を図るため「総合的ながけ地対策」を進めます。

◆災害等に強い「人づくり」「地域づくり」

近年の大規模な自然災害の教訓を踏まえ、これまで進めてきた自助・共助の取組をより一層推進するため、災害情報の多様な伝達手段の検討を進めます。

また、女性の視点を取り入れた防災対策、高齢者や障害児・者等の災害時要援護者などに配慮した避難所運営等の対策などの地震対策や、自助・共助の促進による局地的な大雨等に対する減災対策を進めることで、「逃げ遅れによる人的被害ゼロ実現」に向けた災害に強い「人づくり」、「地域づくり」を推進します。

6(2) 未来を創る強靱な都市づくり(市民生活と経済活動を支える都市基盤)

道路・鉄道・港湾などの都市インフラの充実、公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新を進め、将来にわたり市民生活と経済活動を支える都市基盤を実現します。

◆市民生活や横浜経済を支える都市基盤施設の充実

市民生活の利便性や安全性の向上、横浜経済の活性化に向け、都市計画道路の整備、連続立体交差事業の推進などの様々な都市インフラの整備を着実に進めるとともに、広域交通ネットワークの形成に向けた横浜環状道路等の整備や神奈川東部方面線の整備、高速鉄道3号線延伸の事業化検討などの推進により都市基盤施設の充実を図ります。

◆国際競争力のある港の実現

クルーズ客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、新港ふ頭客船ターミナルや大黒ふ頭C I Q施設の整備などの客船の受入機能の強化を図るとともに、東アジアのハブポート機能の強化に向けて、南本牧ふ頭の整備や新本牧ふ頭での物流拠点の形成やLNGバンカリング拠点の検討などを推進することにより、国際競争力のある港を実現していきます。

◆公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新

都市インフラや公共建築物を含む公共施設の老朽化の進行に対し、長寿命化を基本とした、確実な点検と優先順位づけに基づく計画的かつ効果的な保全・更新を着実に進めることで、将来にわたる安全性・強靱性を確保し、必要な機能・サービスの持続的な提供を目指します。

特に、市立小中学校や市営住宅などについては、建替えを着実に進めるとともに、建替えなどの機会をとらえた、公共建築物の多目的化や複合化等の再編整備を検討します。

また、質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、担い手となる市内中小企業の育成・活性化を図ります。

第3章 38の政策

計画期間内において、多様な分野の多岐にわたる課題を解決する38の政策をお示しします。

力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現	1	中小企業の経営革新と経営基盤の強化	未来を創る多様な人づくり	23	すべての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援	
	2	経済のグローバル化に対応したイノベーション創出と戦略的な企業誘致		24	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援	
	3	海外ビジネス支援とグローバル人材の育成・確保		25	未来を創る子どもを育む教育の推進	
	4	グローバル都市横浜の実現		26	子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり	
	5	文化芸術創造都市による魅力・活力の創出		27	女性が働きやすく、活躍できるまち	
	6	観光・MICEの推進		28	シニアが活躍するまち	
	7	スポーツで育む地域と暮らし		29	子ども・若者を社会全体で育むまち	
	8	大学と連携した地域社会づくり		30	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実	
花と緑にあふれる環境先進都市	9	花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進		31	障害児・者福祉の充実	
	10	地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造		32	暮らしを支えるセーフティネットの確保	
	11	持続可能な資源循環の推進ときれいなまちの実現		33	参加と協働による地域自治の支援	
	12	環境にやさしいライフスタイルの実践と定着		未来を創る強靱な都市づくり	34	災害に強い都市づくり（地震・風水害等対策）
	13	活力ある都市農業の展開			35	災害に強い人づくり・地域づくり（自助・共助の推進）
超高齢社会への挑戦	14	参加と協働による地域福祉保健の推進			36	交通ネットワークの充実による都市インフラの強化
	15	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保			37	国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり
	16	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり			38	公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新
	17	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進				
人が躍動するまちづくり	18	地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進				
	19	魅力と活力あふれる都心部の機能強化				
	20	市民に身近な交通機能等の充実				
	21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり				
	22	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				

政策1	中小企業の経営革新と経営基盤の強化 【主な所管局:政策局、経済局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月制定）」の趣旨を踏まえ、相談対応や資金繰りの円滑化、製品開発や販路開拓への支援、受注機会確保、海外展開支援等、<u>中小企業の経営革新と生産性の向上を図るとともに、そのための支援機能・体制を強化</u>します。 ・生産年齢人口の減少や、経営者の高齢化を踏まえ、<u>多様な人材の確保や円滑な事業承継</u>に向けた支援を行います。 ・地域コミュニティの核となる<u>商店街の活性化</u>に向け、にぎわいの創出や魅力アップの取組、空き店舗対策やインバウンド獲得に向けた支援を行います。 ・女性、シニア、若者などの地域における就業・就労を推進します。 <p>主な施策(事業):○中小企業への基礎的支援の充実（中小企業への融資、経営・技術相談対応 等） ○中小企業の喫緊の課題である人材確保と事業承継 ○地域に根ざして活躍する商店街・企業の支援、横浜マイスターなど技能職の支援</p>	
政策2	経済のグローバル化に対応したイノベーション創出と戦略的な企業誘致 【主な所管局:政策局、経済局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> ・企業・研究機関・大学の集積や特区指定などの横浜の強みを生かし、<u>産学官金の連携によるオープンイノベーションを促進</u>することにより、<u>I o T、A I等の最新技術を生かした取組や健康・医療分野の革新的な研究開発を支援</u>します。 ・臨海部の産業活性化や、<u>イノベーションを創出しやすい魅力あるビジネス環境の構築</u>など、まちづくり施策と連動しながら<u>戦略的な企業誘致を進め</u>、外資系企業、ベンチャー、R&D拠点などの集積を図ります。 <p>主な施策(事業):○オープンイノベーションの推進（I・TOP横浜、LIP横浜 等） ○起業・創業の促進とベンチャーの育成・支援 ○戦略的な企業誘致と次世代産業の創出・集積強化</p>	
政策3	海外ビジネス支援とグローバル人材の育成・確保 【主な所管局:政策局、国際局、経済局、水道局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・海外の活力を生かして横浜経済の成長・発展につなげていきます。 ・新たなグローバル拠点としてニューヨークに米州事務所を開設します。グローバルに展開する本市の海外拠点も<u>戦略的に活用し、市内企業の海外展開の支援、外資系企業の誘致、観光誘客</u>などを積極的に進めます。 ・横浜グローバルビジネス相談窓口等により関係機関と連携し、<u>市内企業の海外展開を支援</u>します。 ・Y-P O R Tセンター公民連携オフィスを拠点として、環境分野等での優れた技術を有する市内企業による<u>海外インフラビジネス展開の支援</u>をより一層進めていきます。水ビジネス分野では、横浜水ビジネス協議会や横浜ウォーター（株）と連携して取組を進めます。 ・横浜の成長・発展を支える<u>グローバルな活躍を目指す若者の育成・支援や外国人留学生・高度外国人材の誘致・定着</u>に取り組みます。 <p>主な施策(事業):○グローバルな拠点機能の戦略的活用（米州事務所の開設 等） ○市内企業の海外展開支援（海外市場開拓 等） ○Y-P O R T事業を通じた海外インフラビジネス支援</p>	

政策4	グローバル都市横浜の実現	【主な所管局:国際局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に基づき、海外諸都市や国際機関との連携・協力を通じて「世界とともに成長する横浜」の実現を目指し、<u>国際社会の平和と繁栄に貢献</u>します。 ・<u>海外拠点の戦略的な展開</u>をはじめ、姉妹・友好都市を含む海外諸都市との連携・協力関係強化を通じて、<u>経済、女性活躍、環境、文化芸術</u>など様々な分野の政策課題にともに取り組み、<u>市民・企業の活躍促進</u>につなげていきます。 ・国際機関等とも連携しながら、本市の知見・経験や市内企業の技術を活かした<u>都市課題解決に向けた国際協力</u>を拡充します。 ・「<u>アフリカに一番近い都市</u>」として、<u>第7回アフリカ開発会議の成功に貢献</u>するとともに、<u>アフリカ各国との一層の関係強化</u>を図ります。 ・市民の方が海外の多様な文化に触れる機会も増やしつつ、日本語支援や地域コミュニティとのつながり支援等により、<u>在住外国人の方も地域の担い手となる多文化共生を一層推進</u>します。 		
<p>主な施策(事業):○海外諸都市との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第7回アフリカ開発会議の開催を契機とするアフリカとの関係強化 ○多文化共生の取組の推進 		

政策5	文化芸術創造都市による魅力・活力の創出	【主な所管局:政策局、文化観光局、健康福祉局、都市整備局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術は、都市の活力を生み出す原動力です。本物の文化芸術を創り出し、味わうことのできる魅力ある街には、内外からアーティスト・クリエイターをはじめ、多くの人々が集い、賑わいと活力が生まれます。文化芸術創造都市を目指して、<u>質の高い文化芸術に触れることのできる劇場の整備</u>を、民間の力の活用も考慮しながら検討し、<u>子どもたちへの教育、文化芸術の風土醸成、賑わい創出による横浜の持続的発展</u>につなげます。 ・歴史的建造物や公共空間等での賑わいづくりなど、<u>創造性を生かしたまちづくりを進めます</u>。文化的に豊かな市民生活の実現に向け、<u>文化活動の基盤を整備</u>します。<u>芸術フェスティバルの開催</u>などにより、<u>横浜のプレゼンスを向上</u>させ、<u>交流人口の増加等</u>につなげます。 ・文化芸術を通じて、<u>障害・性別・国籍等の多様性に寛容な社会の実現</u>に向けて取り組むとともに、<u>子どもたちの感性を育む取組</u>など次世代を担う人材を育成します。 ・横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした<u>都市デザイン</u>を推進します。 		
<p>主な施策(事業):○創造性を生かしたまちづくり（創造界限拠点の運営 等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の文化芸術活動の支援（区民文化センターの整備 等） ○横浜らしい特色のある芸術フェスティバルの開催 		

政策6	観光・MICEの推進	【主な所管局:市民局、文化観光局、都市整備局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・国内外において、<u>都市ブランドイメージを認知・浸透</u>させるシティプロモーションを展開するとともに、<u>美しい都市景観や開放的な水辺空間</u>など、他にはない<u>横浜ならではの魅力を洗練し充実</u>を図ります。 ・ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催機会をとらえつつ、<u>対象地域や客層を明確にした戦略的な誘客プロモーション及びセールス活動</u>を公民一体となって実施します。 ・クルーズ船の寄港や羽田空港発着便の増加を踏まえて、<u>受入環境の更なる充実</u>を図ります。 ・<u>新たなMICE施設・周辺基盤施設等の整備</u>とともに、<u>経済波及効果の高い中大型の国際会議等</u>を中心に、<u>インセンティブ旅行や展示会</u>などの誘致も展開し、<u>誘致環境の整備、開催効果の顕在化</u>を進め、「<u>グローバルMICE都市</u>」としての競争力を強化します。 		
<p>主な施策(事業):○シティプロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内・海外誘客と観光客の受入環境整備の推進 ○新たなMICE施設整備とMICE誘致・開催支援機能の拡充 		

政策7	スポーツで育む地域と暮らし 【主な所管局:市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、市民の誰もが健康で心豊かな生活を送るため、スポーツイベントの充実や公園等の施設の整備によるスポーツ環境の向上を図るなど、身近な場所でスポーツに親しむ機会（する、みる、ささえる）を提供します。 ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの横浜での開催成功に向けた取組を着実に進めるとともに、より一層のスポーツ振興の充実を図るなど、次世代へのレガシーの創出に取り組みます。 地元プロスポーツチームとのより効果的な連携の検討や大規模スポーツイベントを誘致・開催することで、市民が身近な場所で一流のプレーを観戦し、夢や感動を共有する機会を創出するとともに、集客促進や地域経済活性化を目指します。 	
主な施策(事業): ○地域スポーツの振興 ○ラグビーワールドカップ 2019™及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催(準備と機運醸成) ○大規模スポーツイベントの誘致・開催支援等による地域経済活性化	
政策8	大学と連携した地域社会づくり 【主な所管局:政策局、国際局、経済局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> 市内に多数立地する大学の持つ「学術（最先端の教育研究）」や「学生の力」を活かし、産学官・市民連携によるオープンイノベーションやデータ活用、人材育成等を進め、地域の課題解決や横浜経済の活性化などにつなげていきます。 横浜市立大学については、大学の持つ専門的な知見を活かし、横浜市のシンクタンク機能を担う等、第3期中期目標（2017～2022年度）の達成に向けた取組を進めます。 大学・都市パートナーシップ協議会等を通じ、これまで培ってきた市内大学との連携を更に拡充・強化するとともに、文部科学省に採択された留学生就職促進プログラムの推進体制のもとに、市内関係団体等との関係も強め、魅力と活力にあふれる「学術都市・横浜」の実現に向けた取組を推進します。 	
主な施策(事業): ○横浜市立大学の知的資源・研究成果を活かした更なる地域貢献 ○留学生就職促進プログラムの推進 ○産学官連携の推進	
政策9	花・緑・農・水が街や暮らしとつながるガーデンシティ横浜の推進 【主な所管局:政策局、環境創造局、道路局】
<ul style="list-style-type: none"> 全国都市緑化よこはまフェアを継承し、花・緑・農・水を活かした市民・企業参加によるまちづくり、にぎわい創出や観光・MICEの推進などの幅広い取組による「ガーデンシティ横浜」を展開するとともに、国際園芸博覧会の招致を進めます。 引き続き、緑の10大拠点や河川流域など、まとまりのある樹林地の保全をはじめとした自然景観の保全や雨水の貯留機能に寄与するみどりの保全・創出を進めるとともに、自然環境が有する機能を用いたグリーンインフラの活用を進めます。 市民の憩いの場となる公園や水辺拠点の維持及び整備、河川や海域の水質向上など、河川流域から海域までの特徴を活かした良好な水・緑環境の保全・創出を、引き続き進めます。 	
主な施策(事業): ○花・緑・農・水を活かした魅力ある空間の創出(ガーデンネックレス、区と連携した緑花の推進 等) ○まとまりのある樹林地の保全 ○良好な水環境の創出等(雨水貯留浸透の促進 等)	

政策 10	地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造 【主な所管局:温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定・SDGs（持続可能な開発目標）採択後の世界の潮流等を踏まえ、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、<u>地球温暖化対策（緩和策・適応策）・エネルギー施策を強化し、高い市民力や様々な都市施設等を活かした取組を進め、持続可能な大都市モデルを創造します。</u> ・<u>公民連携等により、住宅・建築物の省エネ化、公共施設のLED照明化やESCO事業による高効率機器導入・検討、低炭素型次世代交通の推進等の省エネ、バイオマスによる水素製造や太陽光発電等の再エネ、仮想の発電所であるバーチャルパワープラントの拡大・活用等によるエネルギーマネジメント等の取組を更に進めます。</u>また、未来への布石として、水素の利活用や低炭素社会を実現する新たな技術の導入等を進めます。 ・これらの取組を通じて<u>環境と経済・社会的課題の同時解決を図り、国際会議等への参加や誘致等の機会を活用し、世界をリードする持続可能な都市として国内外に発信します。</u> 	
<p>主な施策(事業):○市民力と企業協働等による温暖化対策の促進 (COOL CHOICE YOKOHAMA 等)</p> <p>○横浜スマートシティプロジェクト等の推進 (バーチャルパワープラントの拡大・活用 等)</p> <p>○公共施設等における再エネの導入・供給拠点化、水素の利活用</p>	

政策 11	持続可能な資源循環の推進ときれいなまちの実現 【主な所管局:資源循環局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「ヨコハマ3R夢プラン」のもと、安全・安心ときめ細かな市民サービスを提供するため、<u>粗大ごみ排出時の利便性の向上や高齢者等のごみ出し支援、災害対策等を進めます。</u> ・<u>焼却工場の老朽化対策として長寿命化対策により耐用年数を伸ばすとともに、新たな工場の整備に向け計画策定を進めます。</u>また、焼却工場で更なるエネルギー創出に取り組みます。 ・<u>排出事業者と収集運搬・処理事業者のマッチングや、リサイクルに積極的に取り組む事業者等とのタイアップ、リサイクルルートの拡充等により、ごみの減量化に向け、公民連携によるリサイクルの活性化を図ります。</u> ・<u>公衆トイレの再整備や屋外喫煙対策、焼却工場でのごみ受け入れの24時間化等を進め、東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機に、市民・地域・事業者とともにきれいなまちの実現を目指します。</u> 	
<p>主な施策(事業):○安全・安心と市民サービスの向上 (粗大ごみ業務の改善、PCB廃棄物の適正処理 等)</p> <p>○焼却工場の老朽化対策の推進 (長寿命化対策・新たな工場整備の計画策定 等)</p> <p>○まちの美化 (屋外における分煙環境の整備、公衆トイレの再整備の推進 等)</p>	

政策 12	環境にやさしいライフスタイルの実践と定着 【主な所管局:温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、道路局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生物多様性をはじめとした自然環境の保全、地球温暖化対策、3R行動の推進など、市民・事業者と協働した環境行動の推進や様々な主体との連携による環境プロモーションを推進し、環境にやさしいライフスタイルの実践・定着を図っていきます。</u> ・<u>食品ロス削減に向けて、多角的な視点からのプロモーションの展開、行動モデルの提案、公民連携によるネットワークづくり等により、市民・事業者と一体となった取組を積極的に展開します。</u> ・<u>生物多様性等に配慮した森づくりやアユが遡上する川づくり、浅場・藻場の形成等の豊かな海づくりなど、多様な生き物を育む場づくりと、これらの場を活用した環境行動の実践を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○環境行動の実践に向けた広報・啓発と環境学習</p> <p>○食品ロスのないライフスタイルの推進 (買い物や調理等、消費者行動の工夫提案 等)</p> <p>○多様な生き物を育む場づくり (アユが遡上する川づくり 等)</p>	

政策 13	活力ある都市農業の展開 【主な所管局:環境創造局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物を生産・販売している横浜の特徴をいかし、<u>生産基盤の整備・更新、ICT等の先進栽培技術を活用した農畜産物の生産振興、6次産業化等による高付加価値化、多様な担い手への支援等</u>を進め、<u>活力ある都市農業を展開</u>するとともに、<u>都市農地の保全・活用を進め、市街地における都市と農との共生を図ります。</u> ・生産者、事業者、消費者等の多様な主体と連携した<u>農のプラットフォームの充実</u>や、横浜の食や農の魅力をPRするためのキャッチフレーズである「横浜農場」の積極的なプロモーションにより、<u>地産地消を更に推進するとともに、都市の魅力向上につなげます。</u> ・良好な景観形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・浸透機能など、都市の農地が持つ多面的な機能をいかし、<u>市民ニーズに応じた市民農園の開設等、市民が身近に農とふれあう場づくり</u>などの取組を更に進めます。 	
主な施策(事業): ○活力ある農業経営につながる新たな取組の展開 (ICTを活用した栽培環境の制御 等) ○地産地消の推進 (市民や企業と連携したプラットフォームによる地産地消の推進 等) ○農に親しむ場づくりの推進 (市民農園の開設 等)	
政策 14	参加と協働による地域福祉保健の推進 【主な所管局:健康福祉局、資源循環局】
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組む地域福祉保健計画を引き続き推進し、<u>身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域福祉保健活動の基盤づくりを進めます。</u> ・地域住民や社会福祉協議会など様々な団体と地域課題を共有し、協働により課題解決に取り組む支え合いの地域づくりを進め、<u>制度の狭間にある人を含めた社会的孤立の防止を図ります。</u> ・市民一人ひとりが自分の強みを発揮しながら地域福祉保健活動に関われるよう、<u>関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能を充実させるとともに、地域の中で人と人がつながることができる場づくりを進めます。</u> ・複雑・多様化する地域の課題を早期発見し支援につなげ、<u>住民生活を地域で支えていくために、社会福祉法人・企業・学校など地域の社会資源と地域住民や組織の連携及び協働を支援します。</u> ・判断に支援を要する方が、安心してその人らしい生活ができるよう権利擁護を推進します。 ・地域の見守り活動と連携し、消費者被害の未然防止など消費者行政を推進します。 	
主な施策(事業): ○地域福祉保健推進のための基盤づくり (地区別計画の策定・推進 等) ○地域住民及び関係機関と連携したいわゆるごみ屋敷対策 ○身近な地域で支援が届く仕組みづくり (早期発見・見守り活動の充実 等)	
政策 15	健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保 【主な所管局:経済局、健康福祉局、医療局】
<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸に向け、若い世代からの生活習慣の改善やがんの早期発見、ロコモティブシンドローム (加齢に伴う筋力低下や運動器の障害で移動能力が低下する状態) 対策等の<u>生活習慣病の重症化予防・介護予防</u>を進め、市民一人ひとりの健康づくりを推進します。 ・日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを広げ、<u>健康ライフスタイルの浸透を図ります。</u> ・働き世代の従業員が健康でいきいきと働き続けられるよう、横浜健康経営認証制度等を活用し、<u>企業等の健康経営の取組を支援します。</u> ・感染症や食中毒発生時の迅速な対応により拡大・まん延防止を図るため、<u>医療機関や関係団体との連携体制の一層の推進や、市内発生状況の分析、情報共有及び啓発を推進します。</u> 	
主な施策(事業): ○生活習慣病予防対策の強化 (健診受診促進 等) ○継続的に取り組める健康づくりの推進 ○感染症対策の強化	

政策 16	地域包括ケアシステムの構築に向けたサービスの充実・地域づくり・人づくり 【主な所管局:健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まい等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築・推進します。 ・地域や団体、企業など多様な主体が連携し活動や支援が充実した地域づくりを推進します。 ・安心して在宅生活を送れるよう、<u>24時間対応可能な地域密着型サービス等</u>を推進します。 ・多様なニーズや個々の状況に応じた「施設・住まい」の選択を可能とするため、<u>特別養護老人ホームの整備量を倍増し、年間600床程度</u>とします。あわせて、<u>施設・住まいに関する相談体制の充実</u>を図ります。 ・<u>認知症への市民理解を深め</u>、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。 ・<u>質の高い介護サービスを安定的に供給するため、住居の確保や資格取得の支援等</u>人材の確保・育成に総合的に取り組みます。 	
<p>主な施策(事業):○介護予防・健康づくり(元気づくりステーションの推進 等)</p> <p style="padding-left: 20px;">○施設や住まいの充実(特別養護老人ホームの整備 等)</p> <p style="padding-left: 20px;">○介護人材の確保・定着支援(資格取得支援 等)</p>	

政策 17	地域で最後まで安心して暮らせる在宅医療・介護連携等の推進 【主な所管局:健康福祉局、医療局】
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、18区に整備した在宅医療連携拠点を軸とした医療介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。 ・医療・介護・保健福祉の<u>多職種連携</u>を進め、高齢者の状況に合わせたきめ細かい支援に取り組みます。 ・市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、本人による<u>自己決定を支援するための取組</u>を進めます。 ・在宅医療や人生の最終段階(看取り等)に係る<u>市民理解の促進のための普及・啓発</u>を進めます。 ・火葬や墓地の需要に対応するために、<u>東部方面で新たな斎場の整備や市営墓地の整備</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○在宅医療提供体制の充実・強化(医師の負担軽減のためのシステムづくり 等)</p> <p style="padding-left: 20px;">○本人による自己決定支援(エンディングノート等の作成・普及 等)</p> <p style="padding-left: 20px;">○多職種連携(地域ケア会議の開催 等)</p>	

政策 18	地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進 【主な所管局:政策局、医療局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「よこはま保健医療プラン2018」(2018～2023年度)に基づき、限られた医療資源を最大限活用し、適切な医療を提供するために、<u>必要な病床機能の確保や、医療機関の機能に応じた役割分担と連携体制の構築</u>、それらを支える医療従事者等の確保・養成の取組を進め、<u>地域医療構想の実現</u>を目指します。また、<u>産科・小児医療の充実や、適切な救急医療を受けることができる環境の構築</u>を進めます。 ・救急需要増加に的確に対応する<u>救急救命体制の整備</u>を進めます。 ・「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づく<u>総合的ながん対策の推進</u>に取り組みます。 ・市立・市大・地域中核病院等を基幹とし、地域バランスを考慮し、高度急性期から在宅医療までの切れ目のない医療提供体制を構築します。 ・<u>人体の組織や臓器を修復する再生医療など、先進的な医療の研究開発</u>に引き続き取り組みます。 	
<p>主な施策(事業):○病床機能の確保と連携体制の構築</p> <p style="padding-left: 20px;">○総合的ながん対策の推進(がん医療・患者支援の充実 等)</p> <p style="padding-left: 20px;">○産科・周産期医療、小児医療の充実</p>	

政策 19	魅力と活力あふれる都心部の機能強化 【主な所管局:都市整備局、港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・現市庁舎街区の活用等を契機とした<u>関内・関外地区</u>の更なる活性化をはじめ、横浜駅周辺でのエキサイトよこはま22の推進、グローバル企業等の集積を活かしたみなとみらい21地区の開発促進、新たな賑わい拠点の形成に向けた<u>山下ふ頭</u>の再開発、東高島駅北地区など<u>東神奈川臨海部周辺地区</u>の再整備により、<u>都心臨海部の機能強化</u>を図り、<u>人や企業を惹きつけるまちづくり</u>を進めます。 ・神奈川東部方面線の整備を契機として、新横浜都心では、新駅が設置される羽沢地区等の駅前の基盤整備や商業・業務機能の集積を図るとともに、<u>日吉・綱島地区</u>での駅前再開発等のまちづくりを進めます。 ・京浜臨海部では、次世代のものづくり産業等の更なる強化に向け、土地利用誘導や都市インフラの充実等の総合的なまちづくりを進めます。 ・<u>連節バスや水上交通等の多彩な交通の充実</u>を図るとともに、<u>まちの資源を活用した空間づくりや集客拠点間の連携強化等</u>により、<u>都心臨海部における回遊性の向上</u>を図ります。 	
主な施策(事業): ○関内駅周辺地区の新たなまちづくり(現市庁舎街区の活用や横浜文化体育館の再整備 等) ○新横浜都心及び周辺地区の機能強化(新横浜駅南部地区事業化検討、新綱島駅前地区再開発 等) ○都心臨海部における回遊性向上(連節バスを活用した「高度化バスシステム」の導入 等)	

政策 20	市民に身近な交通機能等の充実 【主な所管局:健康福祉局、都市整備局、道路局、交通局】
<ul style="list-style-type: none"> ・駅と主要な拠点を結ぶ公共交通の維持・充実を図るとともに、地域住民や民間事業者等の多様な担い手による交通サービスや、ICT等を活用した新たな技術の導入の可能性を検討するなど、地域のニーズを踏まえながら、<u>市民に身近な交通の充実</u>を図ります。 ・人にやさしい交通を実現するため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、<u>通学路や踏切の安全対策等</u>、安全・安心・円滑に移動できる道路の維持・整備を進めるとともに、駅における<u>可動式ホーム柵の整備やエレベーターの設置等</u>、交通結節点での利便性・安全性向上に取り組みます。 ・環境にやさしく、健康づくりに役立つ自転車の活用を推進するため、<u>自転車通行空間の整備や駐輪環境の充実等</u>の施策を進めます。 	
主な施策(事業): ○地域交通の維持・充実(多様な担い手による地域交通サービスの検討 等) ○歩行者の安全確保や地域の利便性向上(通学路など生活道路の安全対策 等) ○鉄道駅の利便性・安全性の向上(可動式ホーム柵の整備 等)	

政策 21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり 【主な所管局:政策局、建築局、都市整備局、道路局】
<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺において、地域の生活や経済を支える拠点の形成に向け、市街地開発や規制誘導地区でのまちづくり誘導等により生活利便施設等の機能集積を図るとともに、<u>鉄道沿線の特性を活かしながら、若い世代をはじめ多世代に選ばれるまちづくり</u>を進めます。 ・住宅関連団体と連携した住宅団地の建替え等の再生に向けた支援や、福祉、子育て、買い物など生活を支える機能の強化、まちづくり活動の支援、コミュニティの充実など住宅地の再生・活性化に取り組みます。 ・新駅やインターチェンジ周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用の見込まれる地域や、市街地における土地利用転換の機会をとらえ、<u>緑や農地の保全や周辺環境との調和</u>を図りながら、住宅、医療、ロジスティクス産業、商業等の誘致・集積など、地域の活性化や広域的課題の解決に資する戦略的な土地利用誘導を進めます。また、<u>国際園芸博覧会の招致</u>と連動した、旧上瀬谷通信施設の<u>周辺地域を含めた総合的なまちづくり</u>を進めます。 	
主な施策(事業): ○鉄道沿線のまちづくり(市街地開発事業、規制誘導地区における土地利用誘導 等) ○住宅団地の再生・活性化の推進(団地再生コンソーシアムとの連携による支援 等) ○戦略的な土地利用誘導(川和町駅周辺、川向町南耕地、旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設 等)	

政策 22	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり 【主な所管局:健康福祉局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向け住宅や生活支援サービス付きの高齢者住宅の供給や、ひとり親世帯など住宅を確保することが困難な方々への居住支援の充実など、<u>多様なニーズに対応した住まいを供給していきます。</u> ・マンション管理や耐震化、団地の建替えなど多様な住まいの相談対応を充実していくとともに、<u>専門家やコーディネーターの派遣などの支援に取り組みます。</u> ・市営住宅については、<u>適正な維持管理や計画修繕などストックマネジメントを推進するとともに、建替え・住戸の改善や、入居者支援等により再生・活性化に取り組みます。</u> ・空家化の予防、流通・活用の促進、管理不全の防止・解消など、<u>空家等の総合的な対策を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○子育て世帯や高齢者など多様なニーズに応じた住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の再生等の実施 ○総合的な空家等の対策の推進 	

政策 23	すべての子育て家庭及び妊産婦への総合的な支援 【主な所管局:こども青少年局、健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・心身共に不安定になりやすい<u>妊娠中から産後の母子保健や、区役所と地域子育て支援拠点が連携した相談体制の充実により、各区の子育て世代包括支援センターの機能を強化します。</u>それにより、<u>安心して子どもを産み育てられるよう、育児負担の軽減や虐待の防止など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を拡充します。</u> ・子育ての不安感・負担感の軽減や子どもの健やかな育ちを支えるため、引き続き<u>地域における子育て支援の場や機会の提供を進めます。</u>また、子育て支援に関わる人材の育成や地域の支援者・関係機関のネットワークづくり、子育てに関する情報提供・相談対応の充実を図ります。 ・小児医療費助成制度について、<u>通院助成の対象を中学3年生まで拡大するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組みます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○妊娠・出産に関する支援(妊婦健康診査事業、不妊相談・治療費助成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出産後から乳幼児期の支援(産婦健康診査事業、産後うつ対策) ○地域における子育て支援の場や機会の充実(地域子育て支援拠点サテライト整備) 	

政策 24	乳幼児期から学齢期までの子ども・子育て支援 【主な所管局:こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・増え続ける保育ニーズに対応するため、引き続き<u>保育所の整備等を進めるとともに、保育・教育の基盤となる人材を確保することにより、「待機児童対策」を推進します。</u> ・保護者の多様な働き方による保育ニーズに対応するため、<u>保育所等での一時預かり、幼稚園での受入れなど、きめ細かな対応を推進します。</u> ・保育・幼児教育の調査・研究、<u>保育所等からの相談機能の強化に向けた検討を行うとともに、研修の充実など人材育成に取り組み、質の維持・向上を図ります。</u>また、<u>小学校までのより円滑な接続を行うことにより、乳幼児期から学齢期までの子どもの育ちを一貫して支えます。</u> ・留守家庭児童の居場所を確保するとともに、<u>学齢期の全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせる場所と機会を充実させるため、放課後キッズクラブの全校展開等を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○保育・教育基盤の確保(保育所等整備事業)、保育士等の人材確保策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質の維持・向上に向けた取組 ○放課後の居場所の充実(放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ事業 等) 	

政策 25	未来を創る子どもを育む教育の推進 【主な所管局:教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜教育ビジョン 2030」(2018年3月策定予定)に掲げる「横浜の教育が目指す人づくり」に向けて、子どもたちの、<u>生きてはたらく知・豊かな心・健やかな体・公共心と社会参画・未来を開く志</u>の5つの力を育みます。 ・<u>特別支援教育や日本語指導、不登校児童・生徒への登校支援等</u>、一人ひとりの発達や学習状況等の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びを支援します。 ・いじめなど学校における課題について、<u>学校と教育委員会が、心理・福祉等の専門家や区役所等の関係機関と連携しながら、チームによる早期解決</u>を図ります。 ・<u>学校・家庭・地域をはじめ、関係機関・企業等が連携・協働することや、より多くの地域住民や保護者等が学校運営に参画することにより、子どもの成長を支えます。</u> 	
主な施策(事業): ○多様な教育ニーズに対応した教育の推進(日本語指導の推進 等) ○いじめ防止に向けた取組(スクールソーシャルワーカーの更なる活用) ○学校・家庭・地域・企業等が連携した教育の推進(学校運営協議会の設置)	
政策 26	子どもたちの豊かな学びを育むための魅力ある学校づくり 【主な所管局:教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全・安心を確保し、より充実した教育環境で学校生活を送れるよう、<u>学校施設の計画的な建替えや保全等</u>を進めます。 ・中学校昼食において、各家庭のライフスタイルや日々の都合に合わせた「選択制」を充実させていくために、「ハマ弁」の価格の引下げや利便性の向上など、より選びやすくするための取組を進めます。 ・教職員の資質・能力の向上に向けて、学び続けられる環境づくりを推進するため、<u>新たな教育センターに求められる機能やその実現手法を検討し、施設の確保</u>を目指します。 ・教職員が子どもとしっかり向き合うことができ、持続可能な教育環境を目指すため、「<u>横浜市立学校教職員の働き方改革プラン</u>」を策定し取組を推進します。 	
主な施策(事業): ○計画的な学校施設の建替え ○家庭のライフスタイルに合わせた中学校昼食の充実 ○教職員の働き方改革	
政策 27	女性が働きやすく、活躍できるまち 【主な所管局:政策局、経済局、こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・女性がライフスタイルや希望に合わせてキャリアを形成できるよう、<u>職住近接の推進を含めた再就職支援や、リーダーシップの発揮に向けたプログラムを充実</u>します。<u>女性起業家に対しては成長段階に応じた支援</u>として、起業前からの相談対応、スタートアップオフィスや起業後の情報発信の場の提供等を実施し、活躍に向けた環境の充実を図ります。 ・学生に対する就職・結婚・出産等のライフイベントを意識したキャリア支援を進めるほか、市内企業における女性活躍に向けた経済団体との連携等に取組んでいきます。 ・ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女が共に、仕事と家庭生活等を両立しながら働くことができるよう、「よこはまグッドバランス賞」をはじめとした企業における多様で柔軟な働き方の推進に向けた支援や、<u>男性が家事・育児・介護等をより積極的に担っていくための啓発等</u>を進めます。 	
主な施策(事業): ○女性就労支援 ○女性の起業と起業後の成長支援 ○「働き方改革」、「多様で柔軟な働き方」の推進	

政策 28	シニアが活躍するまち	【主な所管局:経済局、健康福祉局】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者がいきいきと生涯現役で活躍し続けられるよう、支援に取り組みます。 ・ 就労を望む高齢者が働けるよう、シルバー人材センターを通じた就業機会の提供や、情報提供の強化、起業に向けたセミナー等の開催など支援に取り組みます。 ・ 高齢者がこれまで培った知識や経験等を生かし、ライフスタイルに合わせて、地域の担い手として就労やボランティアなど様々な場面で社会参加することにより、活躍できるよう、生きがい就労支援スポットや高齢者の居場所づくりなどの環境整備を進め、活力ある地域を目指します。 ・ 社会参加することで、いきいきと意欲をもって生活することができ、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。 		
<p>主な施策(事業):○多様な就業機会の提供</p> <p style="padding-left: 40px;">○地域貢献・社会参加支援 (生きがい就労支援スポット 等)</p> <p style="padding-left: 40px;">○経験やスキルを発揮できる場の提供・起業支援</p>		
政策 29	子ども・若者を社会全体で育むまち	【主な所管局:こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの能力や可能性を一層発揮できるよう、全ての子ども・青少年の健全育成に向けて、体験活動の機会や居場所の提供などを充実させます。 ・ 様々な課題やひきこもり等の困難を抱える青少年・若者の早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションなど若者自立支援機関において、本人の状態に応じた段階的支援を行います。 ・ 子どもたちの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防止するため、将来の自立に向けた生活・学習支援やひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援、児童養護施設等を退所した子ども・若者へのアフターケアの充実、子ども食堂など地域の主体的な取組への支援を進めることにより、社会全体で子どもの貧困対策を推進します。 		
<p>主な施策(事業):○子ども・青少年の健全育成に向けた支援 (青少年関連施設の運営 等)</p> <p style="padding-left: 40px;">○困難を抱える子ども・若者への支援</p> <p style="padding-left: 40px;">○子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための生活支援・学習支援</p>		
政策 30	児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実	【主な所管局:政策局、こども青少年局】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「横浜市子供を虐待から守る条例」を踏まえ、児童虐待の早期発見、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援、地域や関係機関との連携により総合的な児童虐待対策を推進します。 ・ 虐待対応件数の増加等に対応するため、西部児童相談所をはじめ、各方面の児童相談所の再整備等を行うとともに、区役所と児童相談所の相談・支援の充実など、機能強化を図ります。 ・ 支援が必要な子どもやその家庭を対象に、相談支援等を行う子ども家庭総合支援拠点の機能について検討するとともに、横浜型児童家庭支援センターの全区設置により、在宅支援の充実を進めます。また、社会的養護を必要とする児童に対し、里親などの家庭養育を一層推進します。 ・ DV等被害者の相談から保護、自立までの切れ目のない支援、広報啓発等を実施します。 		
<p>主な施策(事業):○児童虐待防止に向けた取組 (子ども家庭総合支援拠点機能の検討)</p> <p style="padding-left: 40px;">○児童相談所の機能強化 (児童相談所の再整備)</p> <p style="padding-left: 40px;">○一貫した社会的養護体制の充実 (里親推進事業)</p>		

政策 31	障害児・者福祉の充実 【主な所管局:子ども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局】
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者が自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して学び・育ち・暮らしていくことができるよう、<u>障害福祉施策の充実</u>を図ります。 ・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域生活の支援を充実するとともに、必要な施設の整備を進めます。 ・医療的ケア児・者等が地域で生活するために必要となる<u>医療・福祉・教育等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実</u>に取り組みます。 ・障害者差別解消の推進に向けて、<u>障害特性を踏まえた情報発信を強化</u>するとともに、<u>差別に関する相談対応を充実</u>させます。 ・障害者の就労を支援し、雇用を促進する取組を進めます。 ・障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点を整備し、障害者スポーツ・文化活動を推進します。 	
主な施策(事業): ○地域生活支援の充実(地域生活支援のためのコーディネーターの配置 等) ○医療的ケア児・者等の支援の充実(障害児医療連携支援事業 等) ○障害児・者施設の充実(地域での暮らしを支援する多機能型拠点の設置 等)	

政策 32	暮らしを支えるセーフティネットの確保 【主な所管局:健康福祉局、建築局】
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮や生活上の課題を抱える人々が、周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、<u>福祉・就労・家計管理</u>などにおける複合的支援の取組などを進めます。 ・空家等を賃貸住宅として活用する国の新たな住宅セーフティネット制度や市営住宅を活用し、住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、<u>円滑な入居の促進</u>を図ります。また、<u>相談・見守り</u>など居住支援を推進します。 ・<u>困難を抱えた方が自殺に至らないように</u>、相談支援や啓発などに引き続き取り組みます。 ・アルコールや薬物、ギャンブル等の<u>依存症対策</u>として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めます。 	
主な施策(事業): ○生活保護を受給している方への就労支援 ○生活に困窮している方への自立支援(早期の自立に向けた包括的支援 等) ○住宅確保要配慮者への居住支援	

政策 33	参加と協働による地域自治の支援 【主な所管局:市民局、健康福祉局、都市整備局】
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校、NPO法人と区役所等が連携して、身近な地域課題の解決に取り組む「<u>協働による地域づくり</u>」を進め、つながりを広めていきます。この中で、<u>地域福祉保健計画や地域包括ケアシステム、地域防災の推進、地域の防犯活動の支援、郊外部のまちづくり</u>など様々な取組を進めていきます。 ・地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ、各区の市民活動支援センターなどの市民利用施設等における<u>コーディネート機能を充実</u>させるとともに、市民が地域で<u>コーディネート力を発揮</u>できるよう支援し、地域の交流やつながりを促進します。 ・市民からの協働事業の提案を事業化につなげられるよう、相談や助成などの支援を行います。また、市民協働・共創スペースを新市庁舎に設置し、市民協働事業の促進に取り組みます。 ・地域とともに課題解決に取り組めるよう<u>コーディネート型行政を進め</u>、「<u>地域協働の総合支援拠点</u>」としての区役所と専門性を有する局が一体となって地域支援に取り組みます。 	
主な施策(事業): ○地域のつながりづくりのためのコーディネート機能の充実 ○市民からの協働提案を事業化につなげるための取組の推進 ○地域の防犯活動支援	

政策 34	災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策) 【主な所管局:総務局、環境創造局、建築局、都市整備局、道路局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来街者に対して、迅速かつ正確に情報をお知らせするため、災害情報の多様な伝達手段の検討を行うとともに、<u>消防本部庁舎等の整備を進める</u>など、災害対応力や活動体制の強化を図ります。 ・地震や地震火災に強い都市づくりを進めるため、<u>建築物の耐震化、条例に基づく防火規制区域内の不燃化推進、無電柱化の推進、狭あい道路の拡幅整備、緊急輸送路等の整備を進めます。</u> ・局地的な大雨等に対して、適応の観点も含め、横浜駅周辺などで下水道整備等による防災機能を高めるほか、<u>グリーンインフラを活用した雨水浸透対策をはじめ、流域全体での河川・下水道・みどり・道路・まちづくりが連動した総合的な浸水対策等を</u>着実に進めます。 ・<u>がけ地調査の結果を活用した地権者への働きかけ、工事助成や相談体制の充実などの取組により、がけ地の改善を促進するとともに、道路・公園・学校等のがけ地の安全対策を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○様々な災害に対する危機対応力の強化(災害情報の多様な伝達手段の検討 等) ○地震防災戦略の推進(まちな燃化推進、緊急輸送路の整備 等) ○がけ地の防災対策(民有地・道路・公園・学校 等)</p>	
政策 35	災害に強い人づくり・地域づくり(自助・共助の推進) 【主な所管局:総務局、健康福祉局、環境創造局、道路局、消防局】
<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助の大切さを理解し、<u>自主的に防災・減災に向けた取組を行える防災・減災推進員をはじめとした人づくり・地域づくりを推進するとともに、児童・生徒の防災教育を充実させる</u>など、更なる防災意識の向上を図ります。 ・地震による出火や延焼防止対策を強化するため、<u>感震ブレイカーの更なる普及促進、初期消火器具等の設置推進</u>などを図ります。 ・局地的な大雨等の増加などによる河川の氾濫等に対し、適応の観点も含め、地域全体で水害に備える「<u>水防災意識社会</u>」の再構築を目指し、自助・共助の促進による「<u>逃げ遅れによる人的被害ゼロ実現</u>」に向けた意識啓発等の減災対策を推進します。 ・これまでの大規模な自然災害の教訓を踏まえ、<u>女性の視点を取り入れた防災対策の充実</u>などを行うとともに、<u>高齢者や障害児・者等の要援護者などに配慮した避難所運営等の対策を進めます。</u> 	
<p>主な施策(事業):○地域防災の担い手育成(防災・減災推進研修 等) ○出火防止や地域における初期消火力向上の取組推進(感震ブレイカーの普及促進 等) ○女性の視点を取り入れた防災対策の充実と災害時の要援護者等支援の強化</p>	
政策 36	交通ネットワークの充実による都市インフラの強化 【主な所管局:都市整備局、道路局、交通局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の利便性向上や横浜経済の活性化のため、<u>横浜環状道路(北西線・南線)などの高速道路の整備を推進</u>します。 ・環状3号線や東京丸子横浜線(綱島街道)などの都市計画道路の整備を進め、<u>体系的な道路ネットワークの構築</u>を図ります。 ・地域の利便性向上、市民生活の安全・安心の確保に向け、相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近などで<u>連続立体交差事業を推進</u>します。 ・<u>神奈川東部方面線の整備や、高速鉄道3号線延伸(あざみ野-新百合ヶ丘)の事業化検討を推進</u>するなど、鉄道ネットワークの構築に向けた取組を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○横浜環状道路(北西線・南線)・都市計画道路の整備 ○連続立体交差事業の推進(鶴ヶ峰駅付近の推進、星川駅~天王町駅の完了) ○高速鉄道3号線延伸等の事業化推進</p>	

政策 37	国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾づくり 【主な所管局:港湾局】
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国を代表するクルーズポートとして客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、客船受入環境の整備やポートセールスの実施など、<u>客船を誘致する取組を強化</u>します。 ・国際コンテナ戦略港湾の実現に向けて、<u>基幹航路の維持・拡大など国内外の貨物を集中させる施策の展開</u>や<u>南本牧ふ頭MC-4及び臨港幹線道路などの港湾施設の整備</u>を図るとともに、<u>新本牧ふ頭の事業化を推進</u>します。 ・都心臨海部における賑わいの更なる創出に向け、<u>ハーバーリゾートの形成を目指す山下ふ頭の再開発</u>や、重要文化財「帆船日本丸」の長期保存活用に向けた大規模改修を進めます。 ・大規模地震時において、<u>物流機能の維持や緊急物資の受入れを行うため、耐震強化岸壁の整備</u>を進めるとともに、<u>津波や高潮の被害を防ぐため、海岸保全施設の整備</u>を進めます。 	
<p>主な施策(事業):○客船誘致の取組強化(新港9号・大黒ふ頭等での客船受入環境整備 等)</p> <p>○港湾施設整備(南本牧MC-4供用、新本牧ふ頭の事業化推進 等)</p> <p>○賑わい拠点の形成(山下ふ頭再開発の推進 等)</p>	
政策 38	公共施設の計画的かつ効果的な保全・更新 【主な所管局:財政局、各所管局】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活や経済活動を支える公共施設である都市インフラ(道路、河川、上下水道施設、港湾施設、市営地下鉄、公園、ごみ処理施設等)や公共建築物(学校施設、市営住宅、市民利用施設等)の老朽化の進行に対し、<u>長寿命化を基本とした、確実な点検と優先順位づけに基づく計画的かつ効果的な保全・更新</u>を、これまで以上に重視し着実に取り組みます。 ・特に、今後一斉に建替え時期を迎える市立小中学校・市営住宅などについては、<u>事業費の平準化やコスト縮減、多目的化や複合化等の再編整備の検討</u>など、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な建替えを着実に進め、<u>時代のニーズに対応できる公共建築物へ再生</u>していきます。 ・質の高い公共施設の保全・更新を安定的に進めるため、<u>新技術の活用や適正工期の確保等</u>を通じて、市内中小企業における担い手の確保・育成と生産性向上を図ります。 	
<p>主な施策(事業):○計画的かつ効果的な公共施設の保全・更新の推進</p> <p>○平準化やコスト縮減を踏まえた市立小中学校・市営住宅等の計画的な建替え</p> <p>○公共事業の品質確保と担い手の確保・育成に向けた取組</p>	

第4章 行財政運営

1 行政運営

■背景

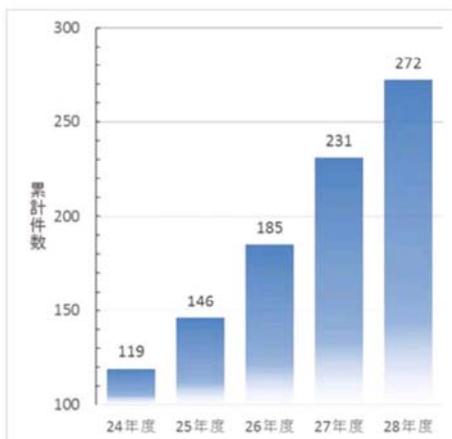
1 これまでの取組

厳しい財政状況の中、必要な施策を着実に推進するため、徹底した事務事業の見直しや外郭団体改革などに取り組みつつ、職員一人ひとりの意欲・能力を最大限に発揮できるよう職員の人材育成などに取り組み、市役所のチーム力を向上させてきました。

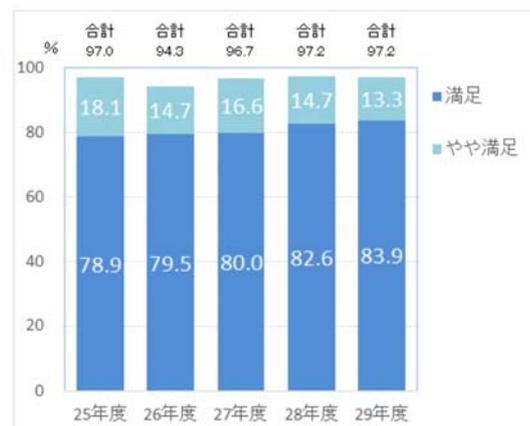
さらに、地域課題に対して迅速かつ総合的な支援ができるよう区役所の機能強化を図るとともに、民間の皆様との協働・共創（公民連携）により、様々な分野において、課題解決や地域活性化等の取組を推進してきました。

また、2020（平成 32）年度の新市庁舎移転を契機とした「働き方改革」として、多様で柔軟な勤務形態の実現に向け、テレワーク（在宅勤務）や横浜版フレックスタイム制度を試行実施するとともに、庶務・労務・経理事務の集約化を一部実施するなど、業務効率化にも取り組んできました。

親切・丁寧なおもてなしの行政サービスを実施し、特に窓口業務については、迅速かつ正確な対応を心がけることで、市民の方々からも高い評価をいただいています。



共創フロント実現件数



窓口サービス満足度調査結果

2 今後4年間の方向性

少子化の進展による生産年齢人口の減少や高齢人口の増加は、市の財政基盤に影響を与えるとともに、行政需要の拡大にもつながります。限られた経営資源の中で、必要な施策を推進するには、徹底した事業見直しや、事務の効率化・適正化など、不断の行政改革に取り組む必要があります。

新市庁舎への移転を「働き方」を見直す絶好の機会と捉え、ワークスタイル改革に取り組めます。また、ICTを活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組むとともに、データを重視した政策形成等の取組を通じて市民サービスの向上を目指します。

多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するため、民間の皆様との協働・共創を更に進めていきます。

横浜市区役所事務分掌条例の施行を受け、区だけでは解決が困難な課題に、区局が一層連携して取り組むとともに、社会情勢の変化や地域のニーズに応える区役所機能の強化を図ります。

大都市にふさわしい権限と税財源を併せ持つ新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向け、国等への提案・要望、協議を進めます。また、市民生活に直結する分野を中心に二重行政を解消し、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、県と協議を進めます。

■取組の考え方

1 時代背景を踏まえた行政運営の不断の見直し

厳しい財政状況の中で、今後も必要な施策を推進するため、引き続き徹底した事務事業の見直しに取り組みるとともに、各部署に共通する庶務・労務・経理などの内部管理業務を集約化するなど、業務の効率化を進めます。また、外郭団体については、協約マネジメントサイクルの着実な実行により、団体の経営向上や事業の整理に取り組みます。

さらに、市民の信頼に応えるためには、市政の基盤である執行体制をしっかりと構築したうえで、施策を進める必要があります。そのために、地方自治法の改正により求められる内部統制体制の整備をはじめ、法律上求められる事項に適切に対応するとともに、行政ニーズに応える効率的・効果的な執行体制を構築します。

2 データ及びICTを活用した行政運営の推進

経営資源に限りがある中、社会環境の変化による新たなニーズに対応していくため、ICTの活用による業務効率化と市民の利便性の向上を図るとともに、横浜市官民データ活用推進基本条例を踏まえたデータを重視した政策形成の推進やオープンデータの整備・推進等の取組を通じて、市民サービスの向上を目指します。さらに、情報セキュリティを確保し、ICT環境の安全性と信頼性を高めることで、業務の安定した運営を実現します。

3 働き方改革と市の将来を支える職員の確保・育成

健康かつ生き生きと職員が活躍できる職場環境を実現するため、働き方改革として、テレワークや横浜版フレックスタイム制度など、職員の個々の事情に応じた働き方を実現するとともに、健康経営の考え方を基に策定した健康ビジョンの推進や、「横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき仕事と家庭生活の両立、女性活躍の推進を進めます。また、多様な人材の確保や育成を進め、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していきます。

4 民間との連携強化による「共創」の推進

これまで積み重ねてきた民間との連携の実績を踏まえ、地域課題や社会的課題のより効果的な解決を図るため、データや先端技術等も活用しながら、オープンな公民対話の積極的な展開や、新たな発想に基づく公民連携に取り組み、新たな価値を創造する「共創」を一層推進します。また、民間提案窓口（共創フロント）などの仕組みを充実強化するとともに、既存の公民連携制度についても時代やニーズに即した柔軟な運用と改善に引き続き取り組みます。

5 市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働

行政サービスを正確かつ親切・丁寧に提供するとともに、地域の課題を把握し、横浜市区役所事務分掌条例を踏まえて創設した区提案反映制度などを活用しながら、区局が連携して市民との協働による地域課題の解決をより一層進めます。また、社会情勢の変化や地域のニーズに応える区役所機能の強化を図るとともに、市民と協働で課題解決に取り組む職員の育成を進めていきます。

さらに、より効果的・効率的に行政サービスを提供するため、本市へのパスポート発給事務の権限移譲を進めるとともに、引き続き、県と二重行政の解消に向けた協議を進めます。

2 財政運営 ※ 素案公表時には、「取組の考え方」に記載した5つの項目ごとに、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」第4条に基づく目標や第5条に基づく取組を具体化します。

■背景

1 これまでの取組

中期4か年計画（2014～2017）期間においても、歳入の中心を占める市税収入は、かつてのような伸びを確保することが難しく、徹底した事務事業の見直しや様々な財源確保などにより、財政見通しで見込まれる収支不足額を毎年度の予算編成で確実に解消しながら、子育て、福祉・医療、教育、市内中小企業支援、防災・減災対策、観光・MICE、道路・港湾といった基盤整備などの施策を進めてきました。

こうした市民生活や市内経済を支える取組を着実に進めていくためには、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営を推進していかなければなりません。

本市では、他都市に先駆けて市債の発行抑制に取り組み、また、借入金残高についても、一般会計の市債残高だけでなく、特別会計・企業会計の市債残高や外郭団体の借入金のうち一般会計が負担する債務も含めて「一般会計が対応する借入金残高」と位置づけ、縮減してきました。一般会計の市債については、「横浜方式のプライマリーバランス」の考え方に基づき、計画的な活用に取り組んできました。

【表1 一般会計が対応する借入金残高及び滞納額※の推移】

	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末見込み
一般会計が対応する借入金残高	3兆3,382億円	3兆2,725億円	3兆2,313億円	3兆1,830億円	3兆1,620億円
滞納額（一般会計・特別会計）	407億円	377億円	341億円	310億円	290億円

※ 一時的かつ特殊な原因により発生しているものを除く滞納額

【表2 主な政令指定都市の健全化判断比率の状況(28年度決算)】

	横浜市	名古屋市	大阪市	京都市	神戸市	川崎市
実質公債費比率	16.5%	11.8%	7.9%	15.2%	7.4%	7.2%
将来負担比率	160.7%	138.8%	95.2%	226.2%	80.0%	118.3%

2 今後4年間の方向性

今後、本市でも人口減少に転じ、高齢化率も上昇するなどの社会環境により、財政構造の硬直化など財政運営において一層厳しさが増すと見込まれ、施策・事業は一層の「選択と集中」が必要です。また、これまで蓄積してきた都市インフラや公共建築物といった公共施設の老朽化の進行に対し、保全・更新をより本格的に進めることで、次世代にしっかりと引き継いでいくことも、これからの財政運営での重要な課題です。

さらに、財政状況の厳しさなどについて市民との共有や官民データ活用推進の趣旨を踏まえた財政データの積極的な提供を進めるとともに、施策・事業評価などによるPDCAのもとで、より効率的・効果的な施策・事業の推進に努める必要があります。

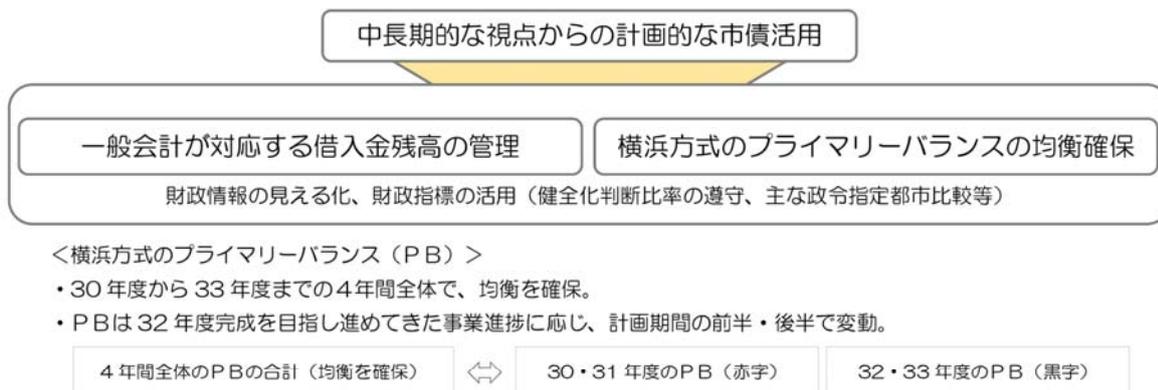
こうした中で、市民や市場から信頼される横浜市であり続けるために、「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月制定）」の理念である「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立に向けて、財政目標を設定し、その目標達成のための取組を確実に進めていきます。

■取組の考え方

「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を踏まえ、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図り、多様化・複雑化する課題に的確に対応していく持続可能な財政運営を進めます。

1 計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理

横浜の成長・発展に向けた投資や公共施設の保全・更新への対応に、横浜方式のプライマリーバランスの管理による計画的な市債活用を図りながら、将来世代に過度な負担が先送りされないよう、一般会計が対応する借入金残高を適切に管理していきます。



2 財源の安定的な確保による財政基盤の強化

税務行政の適正な推進と納税者の利便性向上により、自主財源の根幹である市税収入を安定的に確保するとともに、債権については、公平性の視点から自律的かつ継続的な債権管理の適正化に努め、未収債権の早期解決を図るなど、財政基盤の強化に取り組みます。

3 保有資産の適正管理・戦略的な活用

本市で保有する土地・建物について、適正な管理のもと、利活用が可能と考える資産については、公共公益的な利用をはじめ、財源確保に向けた売却等を積極的に進めます。また、用途廃止施設の適切な活用を進めるとともに、学校や市営住宅等の建替えなどの機会をとらえた公共建築物の多目的化や複合化等の再編整備の検討を進めます。

市民利用施設については、効率的な施設運営を図りながら利用者負担の適正化を進めます。

4 効率的な財政運営の推進

不断の行財政改革等による経費縮減・財源確保等を徹底するとともに、従来の方法にとらわれず、PPP/PFIをはじめ多様な公民連携の取組を積極的に検討・実施し、施策・事務事業をより効率的・効果的に推進します。また、引き続き、現場主義とトップマネジメントの視点に基づき、各年度の予算を編成します。

5 財政運営の透明性の確保・向上

財政状況の認識を市民と共有するため、政策の選択と集中の土台となる中・長期的な視点からの財政見通しを公表します。また、予算・決算の記者発表資料や統一的な基準に基づく財務書類の公表など、わかりやすく使いやすい財政情報の見える化に積極的に取り組みます。

新たな中期計画の策定スケジュール

計画策定経過における次の各段階において公表し、様々な意見を反映させながら、2018（平成30）年10月頃の計画策定を目指します。

今回

2018（平成30）年1月「新たな中期計画の基本的方向」
策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

広報よこはま
3月号

基本的方向に対する市民意見募集の実施等

2018（平成30）年5月頃 素案の策定
具体的な目標や取組内容をお示しします。

広報よこはま
特別号

素案に対するパブリックコメントの実施等

2018（平成30）年9月頃 原案の策定
素案に対するご意見を反映させます。

※横浜市議会基本条例第13条第2号に基づき、原案を基に議案を提出する予定です。

～新たな中期計画の策定状況は、ホームページでご覧いただけます！～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018-/>

皆様のご意見をお待ちしています！

<2018（平成30）年3月23日（金）まで>



◆意見募集の内容◆

「新たな中期計画の基本的方向」へのご意見を募集します。
いただいたご意見は、今後の計画策定に向けて参考にさせていただきます。

◆意見の提出方法◆

郵送、FAX、電子メールで、ご意見をお寄せください。
様式は特に定めていませんが、「新たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連するご意見かが分かるようご記入ください。

◆送付先◆

郵送：〒231-0017 横浜市中区港町1-1
横浜市政策局政策課 あて
FAX：045-663-4613
電子メール：ss-chuki2018@city.yokohama.jp

※個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※いただいたご意見の内容につきましては、個人情報を除いて公開する可能性があります。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



平成30年1月
編集・発行 横浜市 政策局 政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
電話：045(671)2010
FAX：045(663)4613
ホームページ：http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018-/